

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和 8 年 10 月

福島県人事委員会



8 人 委 第 521 号
令和 8 年 10 月 7 日

福島県議会議長 矢 吹 貢 一 様
福 島 県 知 事 内 堀 雅 雄 様

福島県人事委員会
委員長 大 峰 仁

職 員 の 給 与 等 に つ い て

地方公務員法第 8 条、第 14 条及び第 26 条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、併せて別紙第 2 のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに必要な措置をとられるよう要請します。

目 次

別紙第1 報 告	1
I 人事委員会による報告・勧告制度の概要	1
II 職員の給与	1
1 職員給与の状況	1
2 民間給与の状況	3
3 職員給与と民間給与との比較	5
4 物価及び生計費	6
5 人事院の報告及び勧告	7
6 本年の給与の改定等	10
III 人事管理の課題	14
1 人材の確保・育成	15
2 勤務環境の整備	21
3 公務員倫理の徹底	27
IV 勧告実施の要請	27
別紙第2 勧 告	29
別記 給 料 表	33

報 告

I 人事委員会による報告・勧告制度の概要

人事委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づき、中立かつ専門的な人事機関として、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関し調査研究を行い、その結果を報告するとともに、講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に対し勧告することとされている。

この勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、社会一般の情勢に適応した、適正な職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等を確保するためのものである。

II 職員の給与

職員の給与は、生計費や国・他の地方公共団体の職員及び民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならないとされており、これらに関する本年の状況及び職員の給与改定等に関する検討結果は、次のとおりである。

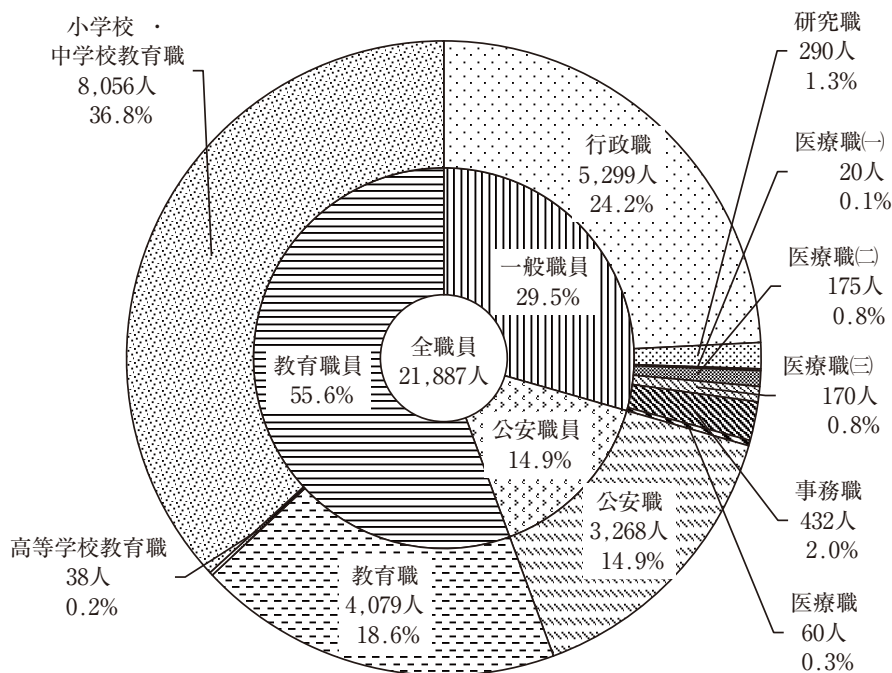
1 職員給与の状況

本委員会は「令和8年職員給与実態調査」を実施し、職員の給与の支給状況について調査を行った。

調査対象職員の総数は、本年4月1日現在21,887人であり、うち行政職給料表が適用される職員数は5,299人（24.2%）である。また、職員の平均給与月額417,527円（平均年齢42.4歳）であり、うち行政職給料表が適用される職員の平均給与月額は382,614円（平均年齢41.1歳）である。（図表1、図表2）

【参考資料 1 職員の給与等（職員給与実態調査の結果） 参照】

図表 1 適用給料表別の職員数



図表2 適用給料表別平均給与月額の様態

区 分 給料表	平均給与月額（円）			平均年齢（歳）		
	令和 8 年	令和 7 年	増減	令和 8 年	令和 7 年	増減
行 政 職 給 料 表	382,614	372,492	10,122	41.1	41.2	▲ 0.1
公 安 職 給 料 表	393,084	376,758	16,326	38.4	37.9	0.5
教 育 職 給 料 表	458,477	443,744	14,733	46.0	46.0	0.0
研 究 職 給 料 表	386,261	374,329	11,932	39.8	39.9	▲ 0.1
医 療 職 (一) 給 料 表	980,590	960,325	20,265	51.2	50.3	0.9
医 療 職 (二) 給 料 表	392,982	381,510	11,472	42.5	42.7	▲ 0.2
医 療 職 (三) 給 料 表	355,978	349,416	6,562	37.1	38.1	▲ 1.0
高等学校教育職給料表	454,082	450,285	3,797	46.5	48.4	▲ 1.9
小学校・中学校教育職給料表	434,436	421,558	12,878	43.4	44.1	▲ 0.7
事 務 職 給 料 表	362,220	347,542	14,678	42.0	41.2	0.8
医 療 職 給 料 表	362,402	350,195	12,207	42.2	42.1	0.1
合 計	417,527	404,613	12,914	42.4	42.7	▲ 0.3

(注) 給与月額、給料月額、給料の調整額、教職調整額、給料の特別調整額(管理職手当)、扶養手当、住居手当、地域手当、単身赴任手当(加算額を含む)、義務教育等教員特別手当、初任給調整手当、特地勤務手当(準ずる手当を含む)、へき地手当(準ずる手当を含む)及び寒冷地手当を合計したものである。

定年が段階的に引き上げられることに伴い、職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）附則第15項により給料月額が決定される職員は、当分の間の措置として、民間企業における再雇用を含む60歳台前半の従業員の給与水準等を踏まえて給与水準が設定されていること等から、平均給与月額や人数、平均年齢は、同項により給料月額が決定される職員を除いて算出している。

2 民間給与の状況

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、本年も人事院と共同して、企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上である県内の687の民間事業所（母集団事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した138事業所を対象に「令和8年職種別民間給与実態調査」を実施した。

調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種の者及び教員、医師等について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を詳細に調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等を調査した。また、民間事業所において昨年8月から本年7月までの1年間に支給された特別給（ボーナス）についても調査を実施した。

【参考資料 2 民間の給与等（職種別民間給与実態調査の結果）第16表 参照】

(2) 調査の実施結果

主な調査結果は次のとおりである。

ア 給与改定の状況

一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は77.7%（昨年73.1%）となっている。（図表3）

図表3 民間における給与改定の状況

（単位：％）

役職段階 \ 項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの慣行なし
係 員	77.7	4.6	0.0	17.7
課 長 級	70.3	5.6	0.0	24.1

（注） ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

また、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は92.8%（昨年97.7%）となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は43.6%（同39.5%）、減額となっている事業所の割合は4.1%（同7.2%）となっている。（図表4）

図表4 民間における定期昇給の実施状況

（単位：％）

項 目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施	定期昇給の実施状況			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
			増 額	減 額	変化なし		
係 員	93.9	92.8	43.6	4.1	45.1	1.1	6.1
課 長 級	70.5	68.3	35.9	1.2	31.2	2.2	29.5

（注） 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

イ 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で58.9%（昨年66.6%）、高校卒で61.5%（同66.5%）となっている。そのうち初任給が増額となっている事業所は、大学卒で78.9%（同85.9%）、高校卒で91.1%（同80.9%）、初任給が据置きとなっている事業所は、大学卒で21.1%（同14.1%）、高校卒で8.9%（同19.1%）となっている。（図表5）

図表5 民間における初任給の改定状況

（単位：％）

学 歴	項 目 企業規模	新規学卒者の 採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			新規学卒者の 採用なし
			増 額	据 置 き	減 額	
大 学 卒	規 模 計	58.9	(78.9)	(21.1)	(0.0)	41.1
	500人以上	84.3	(81.4)	(18.6)	(0.0)	15.7
	100人以上 500人未満	37.6	(74.4)	(25.6)	(0.0)	62.4
高 校 卒	規 模 計	61.5	(91.1)	(8.9)	(0.0)	38.5
	500人以上	79.7	(89.7)	(10.3)	(0.0)	20.3
	100人以上 500人未満	45.8	(93.2)	(6.8)	(0.0)	54.2

（注） 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。

2 （ ）内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

3 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

本年の「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員においては行政職給料表適用者、民間においてはこれに類似すると認められる職種の者について、職種、役職段階、年齢など給与決定要素を同じくすると認められる者同士の4月分の給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。

その結果、職員の給与が民間給与を11,447円（2.96％）下回った。（図表6）

図表6 職員の給与と民間給与との較差

職員給与月額(a)	民間給与月額(b)	較 差 (b) - (a) $\left[\frac{(b)-(a)}{(a)} \times 100 \right]$
386,287 円	397,734 円	11,447 円 (2.96 %)

- (注) 1 職員、民間ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。
2 職員給与は、給料月額に給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、給料の特別調整額、単身赴任手当（基礎額）、初任給調整手当、寒冷地手当、特勤勤務手当等を加えた額である。民間給与は、きまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いた額である。

(2) 特別給

本年の「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員の特別給（期末手当・勤勉手当）と民間における昨年8月から本年7月までの1年間に支給された特別給（ボーナス）との比較を行った。

その結果、民間のボーナスの年間支給割合は、所定内給与月額の4.69月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数（4.65月分）が民間の特別給を0.04月分下回った。（図表7）

図表7 民間におけるボーナスの支給状況

区 分		事務・技術等従業員
平均所定内給与月額	下 半 期 (A1)	388,762 円
	上 半 期 (A2)	401,959 円
特 別 給 の 支 給 額	下 半 期 (B1)	894,925 円
	上 半 期 (B2)	961,444 円
特 別 給 の 支 給 割 合	下 半 期 (B1/A1)	2.30 月 分
	上 半 期 (B2/A2)	2.39 月 分
年間の支給割合		4.69 月 分

(注) 下半期とは令和7年8月から令和8年1月まで、上半期とは同年2月から同年7月までの期間をいう。

備考 職員の場合、現行の年間支給月数は、4.65月分である。

4 物価及び生計費

本年4月時点の民間における物価等の動向は次のとおりであり、こうした状況の下で本年の民間給与の改定が行われているものと考えられる。

特に、物価については、原材料価格や燃料価格の上昇、円安の影響などにより、継続して上昇していることから、引き続き状況を注視していく必要がある。

(1) 物価

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月に比べて全国で1.4%、福島市で1.1%増加している。（図表8）

図表8 消費者物価指数（2020年基準）

	令和7年4月	令和8年4月	前年同月比（%）
全 国	111.5	113.0	1.4
福 島 市	111.3	112.5	1.1

(2) 生計費

本委員会が「家計調査」（総務省）を基礎に算定した本年４月における福島市の標準生計費は、次のとおりである。（図表９）

図表９ 福島市における世帯人員別標準生計費

１人	２人	３人	４人	５人
125,020円	184,240円	206,830円	229,420円	252,030円

【参考資料 ３ 生計費 参照】

５ 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年８月７日、国会及び内閣に対して、国家公務員の給与、公務員人事管理に関する報告を行うとともに、給与の改定に関する勧告を行った。そのうち、給与に関する報告及び勧告の概要は次のとおりである。

(1) 民間給与との比較による給与改定

ア 月例給

(ア) 月例給については、本年４月分の国家公務員の給与が民間給与を15,056円（3.51％）下回っていることから、基本的な給与である俸給を引き上げるとともに、後記５(２)イのとおり広域異動手当を引き上げることとした。

(イ) 俸給の引上げについて、初任給は、民間の動向や公務における人材確保の重要性等を踏まえ、一般職試験、総合職試験ともに9,500円引き上げることとした。

また、各組織の業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について、令和７年を上回る改定を行うこととした。

さらに、定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額について、民間におけるフルタイム勤務再雇用者の水準に見合ったものとなるよう、近

年の考え方に基づく改定率を上回る改定を行うこととした。

イ 特別給

(ア) 支給月数の改定

特別給については、公務の年間の平均支給月数（4.65月分）が民間の支給割合（4.72月分）を0.07月分下回っていることから、民間の支給状況に見合うよう引き上げることとし、引上げ分は期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとした。

(イ) 特定任期付職員の勤勉手当の見直し

勤勉手当の支給は、各府省に所属する職員の区分ごとに、職員数に基づき算定される支給総額の範囲内で行う必要があるが、多くの府省において特定任期付職員は少数であるため、支給総額の制約上、特に高い業績を挙げた職員であっても、高い成績率の適用が困難な状況にある。このことから、人事院の承認を得た場合には、現行の支給総額を超えて勤勉手当を支給できることとした。

ウ 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、国の医療施設に勤務する医師の処遇を確保する観点から、所要の改定を行うこととした。

エ 地域手当

令和6年に勧告等を行った給与制度のアップデートの一環である段階的な支給割合の見直しについて、令和9年度の級地別支給割合を示した。

オ 宿日直手当

宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定を行うこととした。

カ 非常勤職員の給与

人事院は、本年7月に非常勤職員の給与に関する指針を改正し、任期が

相当長期にわたる非常勤職員について、扶養手当及び住居手当に相当する給与の支給に努めることを明記した。また、この指針に沿った適正な給与の支給が行われるよう、各府省を指導していくこととした。

(2) 転勤に伴う経済的な負担の軽減等

転勤に伴う金銭的負担が転勤の敬遠につながっていることから、異動を円滑に進められるよう、下記アからウのとおり、公務上必要な転勤を行う職員に対する給与上の措置を講じることとした。

また、転勤に関する手当を再編・統合し、転勤をしたすべての職員を対象とする総合的な手当を設け、給与上のインセンティブを向上させることを目指し、更に検討を進めることとした。

ア 転居に関する手当の新設

現行の単身赴任手当の加算額を分離・再編し、支給額の改善と距離区分の追加を行った上で、転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当として新設することとした。

イ 広域異動手当の支給割合の引上げ

管区内や全国規模での適正な人員配置を引き続き行うことができるよう、広域異動手当の支給割合を、60km以上300km未満の場合は8%（現行：5%）、300km以上での場合は16%（現行：10%）に引き上げることとした。

ウ 特地勤務手当に準ずる手当

現在、人口が集中している地区から離れた場所に所在する官署であっても、公共施設等が近隣に所在する官署は特地勤務手当に準ずる手当の支給対象としていないが、近年、転勤敬遠の傾向が強まり、へき地など生活環境が不便な官署での人員確保が難しくなっているため、こうした官署に勤務するために転居した職員も同手当の支給対象となるよう、指定基準を見直すこととした。

(3) 新たな給与体系（措置の骨格）

人事院は、昨年の人事院報告の中で言及した「職務・職責を重視した新たな給与体系の構築」について、本年の報告において措置の骨格を公表し、令和9年夏に具体的な内容を報告すべく、検討を加速することとした。

主な措置の骨格として、本府省幹部職員等の給与制度について、年功的要素を排した俸給表の新設、業績等手当や転勤に関する手当を含む簡素な体系への見直しを行い、民間水準も踏まえて役職ごとの年間給与水準を設定するとともに、円滑な移行に向けた運用面の措置も検討することとした。

(4) 60歳前後の給与水準（給与カーブ）に係る調査・検討

人事院は、60歳を超えた職員の給与水準について、以下のとおり報告した。

- ・ 60歳を超えた職員の給与水準は、当分の間の措置として60歳前の7割に設定されており、法律上、60歳前後で連続的な給与水準となるよう、令和13年3月31日までに所要の措置が順次講じられることとなっている。
- ・ 近年、民間企業においては定年延長や定年制廃止が増加し、シニア職員の役割やスキルを処遇に反映させる事例が見られる。
- ・ 公務においても、組織パフォーマンス向上のため、年齢に関わらず役割・能力・実績を反映した処遇を目指す必要があることから、民間実態の把握や公務の人事管理の変化を注視するとともに、関係部局と連携して給与水準等の検討を加速する。

【参考資料 5 人事院の報告及び勧告 参照】

6 本年の給与の改定等

(1) 本年の給与の改定

本委員会は、地方公務員法に定める給与決定の原則（情勢適応の原則（第14条）及び均衡の原則（第24条））に基づき、国及び他の地方公共団体の職

員の給与等を考慮しつつ、職員給与と民間給与の均衡を図ることを基本として勧告を行ってきたところである。

このことを踏まえて上記 1 から 5 までの状況を総合的に勘案した結果、本委員会としては、本年の給与の改定について以下のとおりとすることが適当と判断した。

ア 月例給

月例給については、本年 4 月時点で職員給与が民間給与を 11,447 円 (2.96 %) 下回ったことから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行い、基本的な給与である給料月額を引き上げることとする。

行政職給料表については、人事院勧告の内容を考慮し、中堅層以上の職員について令和 7 年を上回る改定を行うとともに、その他の職員についても、すべての級において引上げ改定を行う。

さらに、定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額について、本県の給料表は国の俸給表に一定率を乗ずることを基本としたものであることを踏まえ、すべての級において近年の改定率を上回る改定を行う。

また、行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に改定を行う。

この改定は、本年 4 月時点の比較に基づいて、職員給与と民間給与を均衡させるものであることから、同月に遡及して実施する。

イ 初任給調整手当

医療職給料表(一)の適用を受ける職員に対する初任給調整手当については、人事院勧告に準じて上限額の引上げを行い、本年 4 月に遡及して実施する。

ウ 特別給（期末手当及び勤勉手当）

（ア）支給月数の改定

特別給については、職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数が、昨年８月から本年７月までの１年間における民間のボーナスの支給割合を下回ったことから、民間の支給割合に見合うよう、職員の年間の支給月数を0.05月分引き上げ、4.70月分とする。

支給月数の引上げ分は、民間のボーナスの支給状況等を考慮して、期末手当及び勤勉手当にそれぞれ0.025月分を配分することとし、本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和９年度以降においては、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が６月期及び12月期でそれぞれ均等になるよう配分することとする。

また、定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.025月分引き上げるとともに、任期付研究員の期末手当の支給月数を0.05月分引き上げることとする。

（イ）特定任期付職員の勤勉手当の見直し

特定任期付職員の勤勉手当に係る支給総額の取扱いについて、人事院勧告の内容を考慮し、人事委員会の承認を得た場合には現行の支給総額を超えて勤勉手当を支給できるよう、必要な見直しを行う必要がある。

エ 宿日直手当

通常の宿日直に係る宿日直手当については、宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえて改定する必要がある。

また、医師又は歯科医師の宿日直勤務及び人事委員会規則で定める業務を主として行う宿日直勤務に係る宿日直手当については、人事院勧告の内容を考慮して改定する必要がある。

オ 特地勤務手当に準ずる手当

特地勤務手当に準ずる手当の指定基準の見直しについて、人事院勧告の内容や他の都道府県の動向を踏まえながら、必要な見直しを行う必要がある。

カ 職員の月例給与水準を適切に確保するための措置

人事院は、去年の人事院勧告において、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合にその差額を補填するための手当を措置するよう勧告し、令和8年4月から第二種初任給調整手当が新設された。

また、令和8年4月には地方自治法が改正され、地方公共団体においても第二種初任給調整手当を支給できることとなった。

本県においても、最低賃金の上昇が続いていること、国家公務員において当該措置が講じられたことを踏まえ、第二種初任給調整手当を新設する必要がある。

(2) その他の課題

ア 通勤手当

通勤手当について、最近のガソリン価格の変動など職員の通勤実情等を踏まえ、手当額について検討する必要がある。

イ 公立学校教員の給与

国が「令和における教師の処遇改善」の一環として進める給料の調整額の段階的縮減などの措置については、他の都道府県との均衡を考慮しながら、見直しを行っていく必要がある。

また、臨時的任用職員など非常勤職員の処遇について、常勤職員との均衡を考慮し、同等の職務を遂行している非常勤職員の職務の級を2級とするなど、見直しを行う必要がある。

併せて、特殊勤務手当の見直しについて、国の動向や他の都道府県との

均衡を考慮しながら検討する必要がある。特に、部活動指導業務について、手当額の引上げや業務の区分の廃止など、必要な見直しを行う必要がある。

ウ 転居に関する手当

人事院が勧告した転居に関する手当の新設について、関係法令の改正の動向を注視しながら、人事院勧告の内容や本県の実態等を踏まえ、手当の新設を検討する必要がある。

エ 新たな給与体系（措置の骨格）

人事院が報告した本府省幹部職員等に係る「新たな給与体系（措置の骨格）」について、令和9年夏に人事院が報告する具体的な見直し内容や、他の都道府県の検討状況等を注視する必要がある。

オ 60歳前後の給与水準（給与カーブ）

人事院が報告した「60歳前後の給与水準（給与カーブ）」について、人事院による民間の高齢層従業員に係る給与水準等の調査結果や、当該調査を踏まえた公務の60歳前後の給与水準に係る検討状況を注視する必要がある。

Ⅲ 人事管理の課題

社会の急速な変化により、行政課題が複雑化・多様化する中、福島県の行政を持続的に運営していくためには、職員一人一人が県民全体の奉仕者としての自覚と、「福島県をより良くしたい」という情熱を持ち、変化に挑戦し続けることが求められる。そして、こうした挑戦を支えるためには、社会情勢や行政課題の変化に対応した人材育成を着実に進めることが重要である。また、少子高齢化に伴い、本県においても人材確保は喫緊の課題であり、採用試験制度の見直しを始め、将来を見据えた人材確保策を不断に講じていく必要がある。

加えて、職員の組織への誇りや愛着、仕事への意欲を高めるため、長時間労働の是正、仕事と生活の両立、多様で柔軟な働き方の実現など、職員が心身ともに健やかに働き、その能力を最大限に発揮できる環境を整えることは重要である。

こうした人事管理上の課題を的確に捉え、社会情勢の変化を踏まえながら、人材の確保・育成と働きやすい職場づくりを一体的に進めることで、持続可能な行政運営につなげていかなければならない。

1 人材の確保・育成

(1) 人材の確保

〔現状と課題〕

東日本大震災からの復興・創生を始め、人口減少や大規模災害・感染症等の新たなリスクの顕在化、複雑化・多様化する行政課題への対応など、行政需要は大幅に増大している。その一方で、少子高齢化による生産年齢人口の減少や、若者の県外流出、民間企業の高い採用意欲を背景に、人材の確保が課題となっている。

そうした中、職員採用に当たり、本委員会では任命権者と連携しながら募集広報活動を強化するとともに、大学卒程度の試験について、都内での受験を可能としたほか、最終合格が早期に判明する「先行実施枠」を令和3年度に「土木」に導入、令和6年度からは「行政事務」等にも拡大するなど、試験制度の見直しに取り組んでいる。

こうした取組により令和6年度以降、一部試験では受験者数の回復が見られたが、全体としては受験者数の減少傾向は続いており、特に、一部の技術系職種では採用予定者数を確保できていないなど深刻な状況にある。(図表10)

図表10 県職員（大学卒程度）採用候補者試験受験申込者の推移

（単位：人）

	平成27年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
行政事務	789	484	712	553	593
技術職	426	201	236	267	208

（注）令和8年度は特別募集を除く。

〔試験制度の見直し〕

本委員会では、令和8年度、大学卒程度（先行実施枠）の試験に新たに「警察事務」と「化学」の2職種を加え全9職種に拡大するとともに、受験年齢の上限を35歳未満に引き上げるなど、受験機会の拡充を図った。

一方で、民間企業の採用活動は、年々早期化していることから、今後、有為な人材を早期に確保するため、大学3年生から受験できるよう受験可能な年齢を引き下げることや、さらに受験しやすい試験制度の導入などについても早急に検討する必要がある。

また、少子化の影響により、新規学卒者は今後とも減少が見込まれることから、これまで以上に中途採用の強化を図っていく必要がある。任命権者においては、他自治体の先行事例を参考とするなど幅広い人材を取り込んでいくことについての検討が望まれる。

加えて、これまでの試験制度見直しにより、民間企業志望者も試験が受けやすくなるとともに、他自治体との併願が可能となったことなどから、例年一定の辞退者が発生している。任命権者においては、確実に採用につなげ、安心して働き始めることができるよう、合格後の速やかなフォローアップや継続的なコミュニケーション等の対策を講じていくことが望まれる。

〔仕事や職場の魅力の発信〕

公務の魅力は、地域を支え、公共の利益を追求するといった社会貢献度の高いところにある。また、様々な仕事を経験でき、幅広い知識やスキルを身

につけられることも魅力の一つである。

特に、本県は東日本大震災と原子力災害という未曾有の災害からの復興・創生に向け様々な取組を進めており、福島だからできること、福島でなければできないことが数多くある。そういった本県ならではの特色や特有の課題、やりがいを含めた仕事の魅力を、公務員志望者に限ることなく、就職活動に取り組む方々へ広く発信することで、一人でも多くの方に公務という仕事に関心を持っていただけるよう努めていく。

また、本委員会では、これまで試験の実施について SNS 等により広く情報発信するとともに、大学生を対象とした説明会や、増加傾向にある転職希望者を対象とした個別相談会を開催しているほか、若者が閲覧しやすいよう県職員の業務内容をショート動画にまとめてホームページで複数紹介するなど、県職員の仕事の魅力が伝わるよう工夫しながら、受験者の確保に向けた取組を進めている。

今後は、これまで対象としていなかったより若い年齢層に向けた意識の醸成や保護者を含めた説明会の開催など、より幅広い層に向けた複合的な情報発信にも取り組んでいく。

任命権者においては県職員の業務や魅力に直接触れることのできるインターンシップや県の各種事業を活用して、一層の情報発信に努めることが望まれる。

〔若者に選ばれる職場環境の整備〕

人口減少により、本県においても将来的な組織規模の縮小が見込まれる。任命権者においては、業務自体の見直しや、AI を活用した業務効率化等によって人員不足を補い、職員が本来注力すべき業務に専念できる環境を整えるなど、継続して業務内容の改善を図っていく必要がある。

併せて、職員が安心して働き続けられる職場環境を整備することも重要で

ある。任命権者においては、これまでもワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んできたところであり、今後も、子育てや介護など様々な事情を抱える職員の誰もが働きやすい環境の整備をより一層進めていくことが望まれる。

こうした環境の整備は、職員一人一人が生き生きと働くことにつながるとともに、職員の能力を十分に発揮できる組織づくりにも貢献するものである。そして、そのことが、組織の魅力を高め、将来を担う人材の確保にもつながっていくと期待される。

〔高齢期職員の活躍に向けて〕

高齢期職員は豊富な知識と経験を有しており、引き続き活躍できる環境を整備し、知見や能力を発揮していただくことは重要である。

任命権者においては、本人の意向、知識・経験等を丁寧に確認した上で配置の検討を行うとともに、モチベーションの維持に関する研修を実施するなど、職員がやりがいを持って働き続けられる環境をさらに整えていくことが望まれる。

〔障がい者の活躍に向けて〕

任命権者においては、障がい者の雇用の促進等に関する法律の趣旨を踏まえ、適正な選考を実施するとともに、法定雇用率を達成することはもとより、障がいのある職員がその特性や個性に応じて能力を最大限に発揮し活躍できるよう、それぞれの障がいに応じた合理的配慮を行うなど、引き続き職場環境の整備に努めていくことが重要である。

(2) 人材の育成

〔現状と課題〕

行政課題が複雑化・多様化し、これらに的確に対応できる職員の育成と確保が重要となる中、行政課題や社会経済情勢の変化にも積極果敢に対応でき

る自律型職員の育成が課題となっている。

こうした中、本県では、令和7年9月に、人材の育成や確保、柔軟な働き方を受け入れる職場環境の整備などに関して、基本的な考え方や具体的な取組を定めた「福島県職員人材育成・確保基本方針」を策定し、「人材の育成」、「人材の確保」、「職場環境の整備」及び「デジタル人材の育成」の4つを柱として取組を進めることとした。

任命権者においては、当該基本方針の下、職員一人一人がやりがいと誇りを持ち、能力を十分に発揮できるよう、人材の育成を着実に進めていくことが求められる。

〔若手職員の育成〕

復興・創生を始め、様々な行政課題の解決に向け、自律性を持って積極果敢に挑戦し、これからの本県行政をけん引する若手職員の育成は極めて重要である。任命権者においては体系的な基本研修に加え、新採用職員サポート制度による支援や管理監督者による日々のOJT等を通じて、早い段階から、公務員として一人一人の意識を高め、業務遂行能力の向上を図っていくことが必要である。

また、近年、仕事や働き方に対する価値観が多様化する中で、人材の流動化が進んでいる。特に若年層においては、終身雇用を前提とせず、自身のキャリア形成に対する関心が高まっており、職務を通じて得られるスキルアップや成長の機会を重視する傾向が見られる。若手職員の定着をしっかりと図るためにも、任命権者においては、引き続き、風通しの良い職場づくりに取り組むとともに、業務遂行能力やスキルの向上を支援する研修制度等の充実を通じ、若手職員が生き生きと仕事に向き合い、そして働きがいと成長実感が得られる環境の整備に努めていく必要がある。

〔持続的に成長できる環境づくりに向けた取組〕

複雑化・多様化する行政課題を始め、生成 AI の活用や GX（グリーントランスフォーメーション）の推進といった新たな政策課題への対応など、公務員を取り巻く環境は目まぐるしく変化し、それに伴い必要とされる知識・技能も大きく変化している。任命権者においては、引き続き、階層に応じて職員に求められる能力や期待される役割に基づいた研修を実施し、専門的な知識や技能の向上を図るとともに、必要とされる知識・技能の変化や様々な背景を有する職員にも柔軟に対応できる環境整備に取り組む必要がある。加えて、職員が持続的に知識や技能を向上させ、さらに成長していくために、職員自らが主体的に「学び・学び直し」を行うことのできる環境整備についても検討が求められる。

次に、人事評価制度は、職員の能力・実績の的確な把握と適切な評価・フィードバックを通じて職員の成長を支援するものであり、その結果を任用、給与等の処遇や能力開発に反映させることによって、職員の意欲や士気を高め、さらには組織全体の質の高い行政運営の実現にも資するものである。さらに、近年は、採用方法が多岐にわたり様々な背景を持つ職員が混在し、また、職員の働き方や価値観の多様化も進んでいる。任命権者においては、目標達成や成果の評価基準を明確にするなど、主観や無意識の思い込みを排除し、評価する側（管理職員）も評価される側も、より一層互いに納得感を持ち、信頼性の高い人事評価となるよう適切に運用していくことが重要である。

そして、持続的に成長できる環境づくりに向けて、管理職員に求められる役割はより重要になる。管理職員には、職員を束ね、組織として質の高い行政運営を実現させるほか、日々の業務を通じた適切な指導や業務の見直し、研修機会を得やすい環境の整備等により、職員の能力・意欲の向上を図ることが求められる。また、人事評価による個別面談等を通じ良好なコミュニケ

ーションに取り組むなど職場環境の整備に加え、職員の能力や適性、性格を十分に見極めた上で、職員の成長や希望するキャリアに応じた人材育成、キャリア形成への支援についても求められる。そのため、任命権者においては、管理職員のマネジメント能力の向上に向け、計画的な研修の実施や相談・サポート体制の整備など、必要な支援を一層充実させることが望まれる。

〔女性職員の登用〕

登用に関する本県の状況は、全国的に見て低い水準にあるものの、管理職層に占める女性の割合は年々向上するなど、積極的に取組が進められている。

任命権者においては、引き続き、男女を問わず職員が働きやすい勤務環境を整備するとともに、性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が解消されるよう、若年時からキャリアパスのモデルを具体的に示すなど、長期的なキャリア形成を意識した人事管理（研修、評価、配置等）により、女性職員の意欲を高め、育成していく必要がある。

2 勤務環境の整備

(1) 長時間労働の是正

長時間労働の是正は、職員の心身の健康保持、公務能率の向上、ワーク・ライフ・バランスの推進、さらには人材確保の観点からも極めて重要な課題である。

その中で、令和7年度の職員一人当たりの月平均超過勤務時間数はやや前年度を上回った。（図表11）特に、上限時間を大きく超える月100時間以上の超過勤務をした職員数は前年度と同数（延べ169人）であり、例年、同一の要因によって上限時間を超える超過勤務が発生している所属を中心に、依然としてこうした長時間の超過勤務の実態が認められることから、その最小化に向けてあらゆる策を講じていく必要がある。

超過勤務の縮減のために
は、管理職員によるマネジメントの強化を図るとともに、業務の見直しや業務量の平準化など、実効性のある取組を一層進めることが重要である。知事部局では

図表11 職員1人当たりの月平均超過勤務時間数の推移

(単位：時間)

令和7年度	20.2
令和6年度	19.4
令和5年度	19.9

- (注) 1 表中の令和7年度の数値は暫定値である。
2 超過勤務手当支給対象職員に係る職員1人当たりの月平均超過勤務時間である。
3 企業局及び病院局職員、教職調整額が支給される教員等を除く。

今年度から、超過勤務縮減アクションプログラム等に基づき、各所属において業務改革「見える化シート」を活用し、超過勤務縮減における具体的な取組事項を定め、進捗管理を行うこととしている。任命権者においては、このような手法を有効に活用し、上限時間を超える超過勤務について、その要因を整理・分析・検証し、その結果を踏まえた対策を講じていく必要がある。

また、任命権者においては、それぞれ共有ファイルサーバーのクラウド化、庁内ネットワークの無線化、警察本部における内部システムの導入など、行政のデジタル変革（DX）の推進に取り組んでいる。さらに、生成AIなどのデジタル技術についても、職員が利用できる環境が整備されつつあることから、今後は、具体的な活用方法や事例の共有などを通じて職員の活用を促進し、業務の効率化や職員の負担軽減につなげていくことが重要である。

加えて、総実勤務時間の減少に向けて、人事院の勧告を踏まえ代休日の指定等の見直しについて検討を行うことが求められる。

本委員会としても、労働基準監督機関として行う臨検等により、上限時間の遵守状況に関する調査を実施し、上限を超える超過勤務が確認された場合は、所属及び任命権者に対して是正を求めている。さらには、その後の改善状況を確認し、必要な対策を促しているところである。今後も調査・指導等を適切に行うとともに、上限時間の遵守を徹底するよう厳格な運用を求め、

長時間労働の是正を図っていく。

(2) 教職員の働き方改革

教職員の長時間勤務の是正は、教職員が心身の健康を確保し、教育の質を維持・向上させる上でも重要な課題であり、その実現に向け、教職員の働き方改革を一層推進していく必要がある。

教育委員会では、「教職員働き方改革アクションプラン」において、時間外勤務が月80時間を超える職員をゼロにすることを目標に設定しており、さらに本年2月の改訂では、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」等の改正を踏まえ同プランを「業務量管理・健康確保措置実施計画」に位置付けた。

引き続き、同プランに基づき、県立学校や市町村教育委員会と緊密に連携し、教職員の働き方改革に向けた取組を着実に推進するとともに、教職員の勤務実態や取組の効果を適切に検証した上で、必要な見直しを行いながら、実効性のある取組を推進していくことが重要である。また、新たな「次世代の校務支援システム」の導入に向けた検討も進められており、校務の効率化や教職員の負担軽減が期待されるところである。

本委員会としても、教育委員会と連携しながら教職員の勤務実態や取組状況の把握に努め、調査・指導等を適切に行っていく。

(3) 仕事と生活の両立支援

〔仕事と育児等の両立支援〕

育児や介護等の事情を有する職員が、能力を十分に発揮し、安心して働き続けることができるよう、勤務環境を整備することは極めて重要である。

任命権者においては、これまで育児・介護に係る休暇・休業等の両立支援制度の充実・強化を図るとともに、周知・啓発等に取り組んでいる。特に、男性職員の育児休業については、取得率の目標を設定し、知事部局及び警察

本部においてそれぞれ取得目標を達成している。(図表12) 一方、教育委員会においては前年から大幅に上昇したものの目標値に達していない状況であることから、今後さらに、取得しやすい環境整備等に取り組む必要がある。

任命権者においては、仕事と育児・介護等の両立支援に向けて、引き続き代替職員の配置を始め、職員が必要な制度を希望どおりに利用できる環境づくりを一層推進していく必要がある。また、制度を利用する職員のみならず、周囲の職員にも理解と協力が得られるよう、業務の見直しや支援体制の整備を進め、職場全体で両立を支援する取組を推進していくことが重要である。

図表12 令和7年男性職員の育児休業取得率

(単位：％)

全 体	知 事 部 局	教育委員会	警 察 本 部
85.9 (89.6)	100.9 (102.9)	46.8 (31.0)	95.7 (110.8)

- (注) 1 表中の令和7年の数値は暫定値であり、()内は令和6年の確定値である。
 2 育児休業の取得率は、対象年中に子が生まれた職員(a)に対する、同年中に最初の育児休業を開始した職員(b)の割合(b/a)である。(b)には、対象年の前年以前に子が生まれたものの、当該年には取得せずに、対象年に新たに取得した職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。

〔年次有給休暇の取得促進〕

年次有給休暇の取得については、任命権者において、取得目標を設定し、計画的かつ積極的な取得を促すなどの取組を行っており、令和7年の年次有給休暇取得日数は取得目標を達成した。(図表13) 一方、取得日数が5日未満の職員数は前年より減少したものの、特に教育委員会の管理職員など依然として一定数確認されている。

任命権者においては、労働基準法の規定等を踏まえ、年次有給休暇を5日以上確実に取得できるよう、引き続き、計画的な取得を促進するとともに、職員が必要な時期に安心して取得できる職場環境の整備を進める必要がある。

図表13 令和7年の年次有給休暇取得日数の平均

(単位：日)

全 体	知 事 部 局	教育委員会	警 察 本 部
13.7	12.7	13.2	16.1
(目標値)	(12.0)	(12.0)	(14.0)

- (注) 1 表中の数値は暫定値である。
 2 () 内は任命権者ごとの目標値である。

(4) 多様で柔軟な働き方の推進

ライフスタイルや働き方に対する価値観が多様化する中、職員の事情や希望に応じて、勤務時間や場所を選択できる勤務環境の整備が求められている。

任命権者においては、今年度、フレックスタイム制を導入するとともに、在宅勤務及びサテライトオフィスを正式に導入するなど、柔軟な働き方の推進に取り組んでいる。今後は、利用状況や課題を把握・検証し、より活用しやすい制度となるよう必要な見直しを行っていくことが重要である。併せて、デジタル技術の活用やオフィス改革を一体的に進め、多様で柔軟な働き方が可能となるよう、職場環境の整備を一層推進していくことが必要である。

また、個人の事情に配慮した柔軟な働き方の推進に向けて、人事院の勧告を踏まえ無給休暇の新設について検討を行うことが求められる。

(5) 心身の健康保持

心身の健康保持のためには、疾病の予防や早期発見・早期治療に係る取組が重要である。任命権者においては、各種健康診断や健康診断事後指導など様々な取組を実施しており、メンタルヘルス対策では、関係する研修や健康相談等に加え、ストレスチェックを実施し、メンタル不調の未然防止に取り組んでいる。

しかしながら、近年、長期病気休暇等の取得者のうち、その原因が心の疾病である者の占める割合は増加傾向にあり、令和7年度においては、全体の

7割を占める高い水準にある。

任命権者においては、これまでのメンタルヘルス対策の効果検証を行うとともに、他都道府県等の取組事例を研究しながら、より効果的な取組を行う必要がある。

また、ストレスチェックにおいて高ストレスと判定された職員や時間外勤務時間が月100時間を超えるなどの長時間労働が認められた職員については、健康管理医等による面接指導が受けやすい環境を整備するなど、取組の充実・強化を検討する必要がある。

加えて、睡眠時間を含む生活時間を十分に確保することは、職員の健康の維持のため不可欠である。そのため、任命権者においては、国や他都道府県等の取組を参考にしながら、職員が翌日の勤務開始までに十分な休息時間を確保するための実効性ある方策について検討を進めていく必要がある。

(6) ハラスメントの防止

職場におけるハラスメントは、個人の尊厳や人格を侵害し、職員の心身の健康を害することから、ハラスメントのない職場の実現に向けて取り組む必要がある。

任命権者においては、各種研修や相談窓口の設置など、ハラスメント防止に向けた措置を講じており、特に教育委員会では、教職員を対象としたハラスメント調査を実施するなど、被害等の状況把握と問題解決に取り組んでいる。

そうした中で、本委員会では、相談窓口の周知に加え、関係機関と連携しながら問題の早期解決に向けて取り組んでいるが、毎年、ハラスメントに関する相談は一定程度寄せられているところである。

任命権者においては、職場における信頼関係の構築により、ハラスメントの根絶に向けた職場環境づくりを一層強化していく必要がある。また、本年

10月からカスタマーハラスメントに関する雇用管理上の措置が事業主に義務付けられたことから、今後は、職員へのカスタマーハラスメント対策に係る知識・理解の向上を図るとともに、組織として職員を守る対策を推進していく必要がある。

3 公務員倫理の徹底

県政は県民の信頼の下に成り立ち、職員には高い倫理意識と厳正な服務規律の保持が求められる。任命権者においては、これまで不祥事案の根絶に向け、職員研修や個別面談の実施により職員の意識醸成を図るなど、全庁を挙げて取り組んできたところであるが、依然として、重大な不祥事案の根絶には至っていない。

任命権者においては、引き続き、あらゆる機会を捉えて、職員の意識改革の徹底を図り、県民の信頼回復に向け不祥事の再発防止策を継続することが求められる。

IV 勧告実施の要請

人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されていることの代償措置として、職員の適正な処遇を確保するために設けられているものであり、情勢適応の原則にのっとり職員の勤務条件の決定方法として定着し、行政運営の安定等に寄与してきている。

職員は、複雑化・多様化する困難な行政課題に対し、社会の変化やニーズに合わせた施策に取り組み、日々職務に精励している。そのような職員の努力や実績に的確に報いていくためにも、職員には、今後とも、社会一般の情勢に適応した適正な処遇が確保される必要があると考える。

議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割について深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

勸 告

本委員会は、職員の給与について、次のように措置することを勧告する。

第 1 令和 8 年 4 月の民間給与との比較による給与改定等

1 給料表の改定

現行の給料表を別記のとおり改定すること。

2 諸手当の改定

(1) 初任給調整手当

医療職給料表(一)の適用を受ける職員に対する支給月額を418,600円とすること。

(2) 期末手当・勤勉手当

ア 令和 8 年12月期の支給割合

(ア) 下記(イ)、(ウ)及び(エ)以外の職員

期末手当の支給割合を1.2875月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.7375月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.0875月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.5375月分）とすること。

(イ) 特定幹部職員

期末手当の支給割合を1.0875月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6375月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.2875月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6375月分）とすること。

(ウ) 任期付研究員

期末手当の支給割合を1.8月分とすること。

(エ) 特定任期付職員

期末手当の支給割合を0.9875月分とし、勤勉手当の支給割合を0.9125月分とすること。

イ 令和9年6月期以降の支給割合

(ア) 下記(イ)、(ウ)及び(エ)以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.275月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.725月分)とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.075月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.525月分)とすること。

(イ) 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.075月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.625月分)とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.275月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.625月分)とすること。

(ウ) 任期付研究員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.775月分とすること。

(エ) 特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.975月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.9月分とすること。

ウ 特定任期付職員に係る勤勉手当の支給総額

勤勉手当の支給総額について、職員の数、人事評価の結果その他の事情

を考慮して当該総額を超えて支給することが特に必要と認められる場合には、当該総額に3を超えない範囲内で当該職員の数に応じて人事委員会規則で定める数を乗じて得た額の範囲内で人事委員会の承認を受けた額とすること。

(3) 宿日直手当

通常の宿日直勤務に係る手当について、勤務1回に係る支給額の限度を、宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ改定すること。

また、通常の宿日直勤務以外の宿日直勤務に係る手当について、勤務1回に係る支給額の限度を、医師又は歯科医師の宿日直勤務は24,000円、人事委員会規則で定める業務を主として行う宿日直勤務は8,000円とし、執務時間が通常の執務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務にあつては、それぞれ36,000円、12,000円とすること。

(4) 職員の月例給与水準を適切に確保するための手当について

ア 職員の月例給与水準を適切に確保するため、第二種初任給調整手当を新設し、新たに採用された職員等に対し、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び職員の受ける号給に応じた額並びにこれに給与条例第9条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額を、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第1項の勤務時間を考慮して1時間あたりに換算した額が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額を下回るときは、その差額を踏まえて人事委員会規則で定めるところにより算出した額を支給すること。

イ 定年前再任用短時間勤務職員その他の人事委員会規則で定める職員については、上記アの職員の属する職務の級及び職員の受ける号給に応じた額に関し所要の措置を講ずること。

第2 改定の実施時期

この改定は、令和8年4月1日から実施すること。ただし、第1の2の(2)の
アについては令和8年12月1日から、第1の2の(2)のイ及びウ並びに第1の2
の(4)については令和9年4月1日から実施すること。

別記

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	209,300	256,200	291,500	326,600	351,600	387,700	444,300	498,000	554,300	598,600
	2	210,400	257,500	292,400	328,100	353,400	389,400	446,300	503,300	561,300	605,600
	3	211,600	258,900	293,400	329,700	355,300	391,100	448,200	508,300	566,500	611,600
	4	212,700	260,200	294,500	331,200	357,100	392,900	450,100	513,200	570,700	616,400
	5	213,900	261,500	295,600	332,600	358,800	394,700	452,000	517,200	574,100	620,400
	6	215,700	262,900	296,600	334,000	360,600	396,500	453,800	520,600	577,200	623,300
	7	217,300	264,300	297,700	335,400	362,400	398,200	455,700	523,600	580,100	625,700
	8	218,900	265,700	298,700	336,600	364,100	399,900	457,500	526,100	582,600	627,600
	9	220,500	267,000	299,700	338,000	365,900	401,100	459,400	528,100	584,600	
	10	222,300	268,200	300,900	339,700	367,700	402,800	460,900			
	11	224,000	269,600	301,800	341,500	369,500	404,300	462,300			
	12	225,700	271,000	303,100	343,200	371,300	405,900	463,800			
	13	227,200	272,200	304,100	344,700	373,000	407,800	465,400			
	14	228,800	273,400	305,500	346,300	374,600	409,800	466,700			
	15	230,300	274,700	306,600	348,100	376,300	411,700	468,000			
	16	232,000	275,900	307,800	349,700	377,800	413,600	469,200			
	17	233,300	276,900	309,100	351,300	379,300	415,300	470,300			
	18	234,900	278,000	310,400	353,000	381,100	417,100	471,600			
	19	236,500	279,100	311,700	354,800	382,800	418,800	473,000			
	20	238,100	280,200	313,000	356,600	384,500	420,600	474,300			
	21	239,800	281,300	314,100	358,200	385,600	422,200	475,500			
	22	241,400	282,300	315,400	360,000	387,100	423,600	476,300			
	23	243,100	283,300	316,700	361,700	388,600	425,000	477,100			
	24	244,900	284,300	318,100	363,300	390,100	426,400	477,900			
	25	246,600	285,300	319,500	364,900	391,900	428,000	478,500			
	26	248,300	286,400	320,600	366,800	393,700	429,200	479,100			
	27	249,800	287,500	321,700	368,700	395,300	430,500	479,700			
	28	251,200	288,500	322,900	370,300	397,200	431,600	480,400			
	29	252,400	289,300	324,400	371,500	398,700	432,500	481,100			
	30	253,400	290,200	325,700	373,200	400,000	433,700	481,900			
	31	254,400	291,200	327,000	374,900	401,200	434,800	482,400			
	32	255,400	292,000	328,100	376,600	402,600	435,900	483,100			
	33	256,400	293,000	329,400	378,500	403,700	436,700	483,600			
	34	257,600	294,000	330,800	380,300	404,700	437,400	484,000			
	35	258,700	294,900	332,200	382,200	405,700	438,000	484,400			
	36	259,600	295,600	333,500	383,900	406,700	438,600	484,800			
	37	260,400	296,200	335,000	385,500	407,700	439,200	485,300			
	38	261,300	296,800	336,400	387,000	408,500	439,800	485,600			
	39	262,200	297,400	337,800	388,400	409,400	440,400	485,800			
	40	262,900	298,100	339,200	389,800	410,200	441,000	486,100			
	41	263,800	298,900	340,700	391,200	411,100	441,400	486,400			
	42	264,600	299,800	342,100	392,100	411,900	441,600	486,700			
	43	265,300	300,600	343,400	392,900	412,600	441,900	487,000			
	44	265,900	301,300	344,600	393,900	413,400	442,200	487,200			

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	45	266,600	301,900	345,800	394,900	414,100	442,400	487,500			
	46	267,200	302,700	347,000	396,000	414,800	442,700				
	47	267,800	303,500	348,200	397,100	415,500	443,000				
	48	268,600	304,200	349,500	398,000	416,200	443,200				
	49	269,400	304,900	350,500	398,900	416,800	443,500				
	50	269,900	305,800	351,600	399,600	417,300	443,700				
	51	270,400	306,500	352,800	400,300	417,900	443,900				
	52	270,900	307,300	354,100	400,900	418,600	444,200				
	53	271,300	308,000	355,500	401,200	419,100	444,400				
	54	271,800	308,700	356,500	401,800	419,600	444,700				
	55	272,300	309,500	357,600	402,400	420,200	445,000				
	56	272,700	310,100	358,800	403,100	420,700	445,300				
	57	273,200	310,800	359,700	403,600	421,100	445,600				
	58	273,700	311,500	360,500	404,300	421,700	445,900				
	59	274,000	312,200	361,200	405,000	422,300	446,200				
	60	274,300	313,000	362,000	405,500	422,800	446,400				
	61	274,600	313,600	362,700	406,000	423,100	446,600				
	62	274,900	314,100	363,100	406,500	423,600	446,800				
	63	275,200	314,700	363,800	407,000	424,300	447,000				
	64	275,500	315,300	364,500	407,600	424,800	447,200				
	65	275,800	316,000	365,100	408,100	425,100	447,500				
	66	276,100	316,500	365,800	408,700	425,600	447,900				
	67	276,400	317,000	366,500	409,400	425,800	448,300				
	68	276,700	317,300	367,100	410,000	426,200	448,700				
	69	277,000	317,700	367,700	410,500	426,500	449,100				
	70	277,300	318,100	368,300	411,000	426,800	449,500				
	71	277,600	318,500	368,900	411,600	427,100	449,900				
	72	277,900	319,100	369,400	412,100	427,300	450,300				
	73	278,200	319,600	369,700	412,600	427,500	450,800				
	74	278,500	320,000	370,200	413,200	427,900	451,200				
	75	278,800	320,300	370,600	413,500	428,200	451,800				
	76	279,100	320,600	371,000	413,900	428,400	452,500				
	77	279,400	320,800	371,400	414,300	428,600	452,900				
	78	279,700	321,200	371,900	414,800	429,100					
	79	280,000	321,600	372,400	415,100	429,600					
	80	280,300	321,800	372,900	415,400	430,100					
	81	280,600	322,000	373,300	415,800	430,500					
	82	280,900	322,300	373,700	416,300	430,900					
	83	281,200	322,500	374,100	416,800	431,400					
	84	281,500	322,700	374,500	417,200	431,900					
	85	281,800	323,000	374,800	417,600	432,400					
	86	282,100	323,200	375,300	418,000						
	87	282,400	323,500	375,700	418,400						
	88	282,700	323,800	376,000	418,800						
	89	283,000	324,000	376,300	419,100						
	90	283,300	324,300	376,700	419,400						
	91	283,600	324,600	377,000	419,800						
	92	283,900	324,800	377,400	420,200						

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	93	284,200	325,000	377,700	420,500						
	94		325,300	377,900							
	95		325,600	378,200							
	96		326,000	378,600							
	97		326,200	379,000							
	98		326,500	379,400							
	99		326,700	379,800							
	100		327,100	380,100							
	101		327,300	380,600							
	102		327,600	381,000							
	103		328,000	381,400							
	104		328,300	381,800							
	105		328,500	382,200							
	106		328,800	382,500							
	107		329,200	382,900							
	108		329,500	383,200							
	109		329,700	383,600							
	110		330,000								
	111		330,400								
	112		330,700								
	113		330,900								
	114		331,300								
	115		331,500								
	116		331,900								
	117		332,100								
	118		332,300								
	119		332,600								
	120		332,800								
	121		333,000								
	122		333,300								
	123		333,600								
	124		333,900								
	125		334,200								
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		223,700	253,200	299,000	321,900	339,100	367,600	414,500	452,400	510,800	599,400

公安職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	240,800	262,600	285,700	324,400	363,200	386,500	419,400	457,300	506,600	554,600
	2	243,300	264,800	287,600	325,400	364,700	388,300	421,100	459,000	512,800	561,400
	3	245,700	266,900	289,800	326,500	366,200	390,200	422,800	460,500	517,800	566,500
	4	248,100	269,100	291,900	327,500	367,900	392,000	424,700	462,100	522,000	570,800
	5	250,300	271,100	293,700	328,400	369,200	393,600	426,300	463,700	526,000	574,100
	6	252,600	273,200	295,000	329,200	370,900	395,300	428,000	465,300	529,400	577,600
	7	255,000	275,100	296,300	329,800	372,500	396,900	429,800	466,800	532,300	580,500
	8	257,200	276,900	297,600	330,700	374,100	398,700	431,500	468,300	534,800	583,000
	9	259,500	278,900	298,900	331,600	375,700	400,300	433,000	469,400	537,000	585,000
	10	261,600	280,700	300,200	332,300	377,300	402,000	434,400	470,800		
	11	263,900	282,400	301,300	333,000	379,100	403,600	436,000	472,400		
	12	265,900	284,000	302,500	333,600	380,700	405,300	437,700	473,800		
	13	267,800	285,800	303,700	334,400	382,200	407,100	439,500	475,200		
	14	269,800	287,600	304,700	335,100	383,900	408,700	441,400	476,900		
	15	271,800	288,700	305,800	335,700	385,400	410,400	443,400	478,500		
	16	273,400	290,100	307,200	336,500	387,100	412,100	445,300	480,200		
	17	275,100	291,300	308,200	337,000	388,600	413,600	447,300	481,800		
	18	276,800	292,600	309,400	338,100	390,200	415,300	448,900	483,500		
	19	278,500	293,700	310,400	339,100	392,000	417,000	450,500	485,200		
	20	280,000	294,900	311,400	339,900	393,700	418,700	452,300	486,800		
	21	282,100	296,200	312,600	340,700	395,200	420,200	454,000	488,300		
	22	283,600	297,300	313,400	342,200	396,800	421,800	455,500	488,900		
	23	284,900	298,400	314,300	343,700	398,500	423,500	457,000	489,600		
	24	286,600	299,500	314,900	345,600	400,100	425,300	458,500	490,300		
	25	287,900	300,600	315,400	347,100	401,800	427,100	459,700	490,800		
	26	289,600	301,900	316,300	348,600	403,600	429,100	461,200	491,400		
	27	290,800	303,100	316,800	350,100	405,400	431,000	462,700	492,000		
	28	292,000	304,400	317,300	351,200	406,900	433,100	464,200	492,600		
	29	293,200	305,500	318,000	352,100	408,400	434,800	465,700	493,100		
	30	294,300	306,500	318,500	353,400	410,000	436,300	467,000	493,600		
	31	295,400	307,500	319,100	354,600	411,700	437,700	468,200	494,000		
	32	296,500	308,500	319,700	355,900	413,300	439,100	469,500	494,500		
	33	297,800	309,700	320,400	356,800	415,300	440,100	470,300	495,000		
	34	299,100	310,300	320,900	358,300	417,300	441,400	471,100	495,500		
	35	300,300	311,100	321,100	359,500	419,300	442,400	471,800	495,800		
	36	301,600	311,700	321,600	360,900	421,400	443,400	472,500	496,300		
	37	302,500	312,300	322,300	362,200	423,100	444,200	473,200	496,700		
	38	303,500	313,000	323,100	363,400	424,900	445,300	473,700	496,900		
	39	304,700	313,700	323,600	364,700	426,400	446,500	474,100	497,100		
	40	305,700	314,500	324,000	365,900	428,000	447,700	474,400	497,300		
	41	306,300	315,300	324,500	367,100	429,400	448,800	474,600	497,600		
	42	307,200	315,800	325,600	368,400	430,100	449,600	475,000	497,800		
	43	308,100	316,600	326,800	369,500	431,100	450,400	475,300	498,000		
	44	308,900	317,600	327,600	370,800	432,300	451,100	475,600	498,200		
	45	309,500	318,100	328,200	372,000	433,300	451,500	475,800	498,600		
	46	310,000	318,700	329,000	373,300	434,400	452,200	476,000	498,800		
	47	310,600	319,100	330,000	374,700	435,500	452,900	476,300	499,000		
	48	311,200	319,700	330,800	375,900	436,700	453,600	476,500	499,200		

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	49	311,600	320,200	331,400	377,200	438,000	454,200	476,700	499,700		
	50	312,100	321,100	332,300	378,600	438,700	454,700	477,000	499,900		
	51	312,600	321,600	333,500	379,800	439,500	455,300	477,300	500,100		
	52	313,200	322,000	334,800	381,100	440,200	455,900	477,600	500,300		
	53	313,700	322,500	335,600	382,300	440,800	456,300	477,900	500,700		
	54	314,300	323,300	336,800	383,600	441,500	456,700	478,200			
	55	314,800	324,200	337,800	384,900	442,100	457,300	478,400			
	56	315,400	324,800	339,000	386,100	442,800	457,800	478,700			
	57	316,000	325,400	340,100	386,900	443,100	458,300	478,900			
	58	316,500	326,000	341,400	388,200	443,800	458,700	479,200			
	59	317,100	327,100	342,400	389,700	444,500	459,200	479,500			
	60	317,500	327,600	343,600	391,200	445,000	459,600	479,700			
	61	318,200	328,300	344,200	392,500	445,300	459,900	479,900			
	62	318,600	329,000	345,600	394,000	445,800	460,200	480,200			
	63	319,200	330,000	346,700	395,500	446,300	460,500	480,500			
	64	319,600	330,900	347,800	396,900	446,800	460,800	480,800			
	65	320,200	331,600	348,900	398,200	447,300	461,000	481,000			
	66	320,700	332,600	350,000	399,700	447,700	461,300	481,400			
	67	321,200	333,200	351,400	401,000	448,200	461,600	481,700			
	68	321,600	334,300	352,600	402,500	448,800	461,800	482,000			
	69	322,100	335,000	353,700	403,500	449,100	462,000	482,200			
	70	322,500	336,100	354,800	404,800	449,700	462,400	482,500			
	71	322,900	336,900	356,000	406,100	450,300	462,700	482,800			
	72	323,400	338,000	357,200	407,300	450,800	462,900	483,100			
	73	323,900	338,500	358,300	408,800	451,000	463,100	483,800			
	74	324,400	339,600	359,600	410,000	451,500	463,400				
	75	325,000	340,500	361,000	411,200	451,900	463,700				
	76	325,400	341,200	362,300	412,300	452,400	463,900				
	77	325,900	342,000	363,300	413,300	452,700	464,100				
	78	326,400	342,900	364,700	414,500	453,200	464,400				
	79	327,000	344,100	366,100	415,700	453,500	464,700				
	80	327,600	345,100	367,600	417,000	453,800	464,900				
	81	328,200	345,900	368,900	418,000	454,100	465,100				
	82	328,800	346,800	370,500	418,600	454,600	465,400				
	83	329,500	347,800	372,100	419,200	455,000	465,700				
	84	330,100	348,800	373,600	419,700	455,400	466,000				
	85	330,700	349,900	375,100	420,300	455,700	466,200				
	86	331,300	351,000	376,700	420,900	456,100	466,500				
	87	332,000	352,200	378,200	421,500	456,500	466,800				
	88	332,600	353,200	379,600	422,100	456,900	467,000				
	89	333,400	353,800	380,800	422,500	457,200	467,200				
	90	334,000	355,100	382,200	423,100	457,600	467,500				
	91	334,700	356,400	383,400	423,500	458,000	467,800				
	92	335,400	357,600	384,800	424,000	458,400	468,000				
	93	335,900	358,800	386,100	424,300	458,800	468,200				
	94	336,600	360,200	387,600	424,900	459,200					
	95	337,500	361,400	389,100	425,400	459,600					
	96	338,300	362,700	390,500	426,000	459,900					
	97	339,100	363,800	392,000	426,200	460,300					
	98	339,900	365,200	393,200	426,700						
	99	340,700	366,400	394,400	427,100						
	100	341,500	367,700	395,600	427,500						

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	101	342,400	369,000	396,600	427,800						
	102	343,400	370,100	397,800	428,300						
	103	344,400	371,200	399,000	428,700						
	104	345,300	372,300	400,100	429,000						
	105	346,200	373,400	401,300	429,300						
	106	346,800	374,500	401,900	429,800						
	107	347,400	375,600	402,500	430,300						
	108	348,000	376,600	403,100	430,800						
	109	348,500	377,600	403,700	431,100						
	110	349,000	378,600	404,200	431,600						
	111	349,400	379,600	404,600	432,100						
	112	349,900	380,600	405,100	432,600						
	113	350,800	381,400	405,400	432,900						
	114	351,400	382,400	405,800	433,400						
	115	352,100	383,300	406,300	433,900						
	116	352,700	384,300	406,900	434,400						
	117	353,300	385,400	407,200	434,900						
	118	354,000	385,800	407,700	435,300						
	119	354,700	386,400	408,300	435,800						
	120	355,400	387,000	408,800	436,300						
	121	356,000	387,500	409,000	436,800						
	122	356,300	388,000	409,500	437,200						
	123	356,800	388,400	410,000	437,700						
	124	357,300	388,900	410,500	438,200						
	125	357,600	389,200	411,000	438,700						
	126		389,700	411,500							
	127		390,100	412,000							
	128		390,600	412,500							
	129		391,000	412,800							
	130			413,300							
	131			413,800							
	132			414,300							
	133			414,500							
	134			415,000							
	135			415,500							
	136			416,000							
	137			416,300							
	138			416,700							
	139			417,200							
	140			417,700							
	141			418,000							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		283,600	296,900	301,900	338,000	357,200	373,200	399,500	439,100	475,300	523,200

教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	227,100	275,300	350,100	411,600	490,600
	2	229,500	276,700	352,100	413,200	492,500
	3	231,900	278,300	354,100	414,800	494,300
	4	234,200	279,700	356,000	416,400	496,200
	5	236,500	281,200	357,700	418,100	498,000
	6	238,900	282,500	359,700	419,500	499,800
	7	241,200	283,700	361,600	421,100	501,600
	8	243,400	285,000	363,500	422,500	503,500
	9	245,700	286,100	365,500	424,400	505,100
	10	247,900	287,200	367,700	425,900	506,800
	11	250,300	288,200	369,800	427,500	508,500
	12	252,600	289,300	371,700	429,000	510,200
	13	254,900	290,700	373,300	430,200	511,700
	14	257,000	292,400	375,100	431,800	513,100
	15	259,200	294,100	376,900	433,400	514,500
	16	261,300	295,800	378,600	434,900	515,900
	17	263,600	297,400	380,300	436,500	517,000
	18	265,400	299,400	382,100	438,000	517,600
	19	267,200	301,700	383,400	439,700	518,200
	20	268,900	304,000	384,700	441,100	519,000
	21	270,700	306,200	386,300	442,400	519,600
	22	272,000	308,500	388,100	443,800	520,300
	23	273,300	311,300	389,800	445,300	521,000
	24	274,500	313,700	391,400	446,800	521,700
	25	275,900	315,800	393,200	448,300	522,400
	26	277,200	317,900	394,900	449,700	523,100
	27	278,400	319,800	396,600	451,100	523,800
	28	279,700	321,800	398,100	452,600	524,500
	29	280,900	323,500	399,800	454,000	525,100
	30	281,900	325,400	401,500	455,300	525,900
	31	283,000	327,200	403,100	456,900	526,600
	32	284,100	329,000	404,800	458,500	527,300
	33	285,200	330,700	406,500	460,000	527,900
	34	286,300	332,500	408,200	461,400	528,600
	35	287,400	334,400	409,700	463,000	529,400
	36	288,700	336,300	411,200	464,700	530,100
	37	290,000	337,900	412,900	466,400	530,700
	38	291,100	339,700	414,400	467,800	531,400
	39	292,200	341,800	416,000	469,400	532,100
	40	293,300	343,600	417,400	471,100	532,900
	41	294,600	345,000	418,800	472,400	533,500
	42	295,600	347,000	420,300	473,900	534,200
	43	296,700	348,800	421,800	475,400	534,900
	44	297,600	350,700	423,200	476,700	535,600

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	45	298,400	352,300	424,800	477,900	536,300
	46	299,300	354,200	426,400	479,200	
	47	300,200	356,400	428,100	480,500	
	48	301,100	358,300	429,500	481,700	
	49	301,900	360,100	430,700	482,800	
	50	302,600	361,800	432,200	484,000	
	51	303,400	363,500	433,600	485,200	
	52	304,200	365,400	435,000	486,500	
	53	305,000	367,400	436,200	487,600	
	54	306,000	369,000	437,400	488,800	
	55	306,600	370,500	438,800	490,100	
	56	307,400	372,000	440,100	491,300	
	57	308,100	373,700	441,400	492,400	
	58	308,900	375,300	442,800	493,100	
	59	309,600	376,800	444,200	493,600	
	60	310,400	378,800	445,500	494,100	
	61	310,900	380,200	446,700	494,600	
	62	311,600	381,900	448,100	495,200	
	63	312,400	383,600	449,600	495,700	
	64	313,200	385,100	450,900	496,200	
	65	314,100	386,900	452,100	496,800	
	66	315,000	388,500	453,400	497,400	
	67	315,700	390,200	454,700	497,900	
	68	316,400	391,600	456,100	498,400	
	69	317,200	393,100	457,500	498,900	
	70	318,100	394,800	458,700	499,500	
	71	318,800	396,400	459,700	500,100	
	72	319,600	397,900	461,000	500,600	
	73	320,200	399,900	462,200	501,100	
	74	321,100	401,600	463,300	501,700	
	75	321,800	403,400	464,600	502,400	
	76	322,700	405,000	465,600	503,400	
	77	323,300	406,300	466,700	504,000	
	78	324,000	407,700	467,800	505,000	
	79	324,600	409,100	468,800	506,000	
	80	325,300	410,500	469,800	507,000	
	81	326,000	411,900	470,700	507,700	
	82	326,600	413,300	471,600		
	83	327,400	414,700	472,400		
	84	328,200	416,200	473,200		
	85	328,900	417,200	473,900		
	86	329,800	418,700	474,300		
	87	330,600	420,000	474,800		
	88	331,200	421,400	475,200		

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	89	331,800	422,600	475,600		
	90	332,700	423,900	475,900		
	91	333,400	425,100	476,200		
	92	334,200	426,300	476,400		
	93	335,100	427,500	476,700		
	94	335,900	428,700	477,000		
	95	336,700	429,900	477,300		
	96	337,400	431,300	477,500		
	97	337,900	432,500	477,700		
	98	338,500	433,600	478,100		
	99	339,400	434,600	478,400		
	100	340,100	435,700	478,600		
	101	341,000	436,500	478,800		
	102	341,800	437,500	479,100		
	103	342,700	438,600	479,400		
	104	343,500	439,700	479,600		
	105	344,100	440,400	479,800		
	106	344,900	441,400			
	107	345,800	442,300			
	108	346,700	443,300			
	109	347,200	444,100			
	110	347,600	444,900			
	111	348,000	445,700			
	112	348,500	446,500			
	113	349,000	447,000			
	114	349,400	447,800			
	115	349,800	448,500			
	116	350,200	449,200			
	117	350,500	449,700			
	118	351,000	450,200			
	119	351,500	450,600			
	120	352,000	450,900			
	121	352,300	451,200			
	122	352,700	451,500			
	123	353,100	451,800			
	124	353,700	452,000			
	125	353,900	452,200			
	126	354,300	452,500			
	127	354,600	452,800			
	128	355,000	453,000			
	129	355,200	453,200			
	130	355,500	453,500			
	131	355,900	453,900			
	132	356,200	454,100			

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	133	356,400	454,400			
	134	356,600	454,600			
	135	356,800	454,900			
	136	357,100	455,100			
	137	357,300	455,300			
	138	357,500	455,600			
	139	357,800	455,900			
	140	358,100	456,100			
	141	358,300	456,300			
	142	358,500	456,600			
	143	358,800	456,900			
	144	359,100	457,200			
	145	359,300	457,400			
	146	359,500	457,700			
	147	359,800	458,000			
	148	360,100	458,200			
	149	360,300	458,400			
	150	360,500	458,700			
	151	360,800	459,000			
	152	361,100	459,300			
	153	361,300	459,600			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		274,400	320,400	353,700	385,300	482,500

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級又は4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額
は、この表の額に人事委員会規則で定める額をそれぞれ加算した額とする。

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	208,300	259,900	354,900	404,700	457,700
	2	209,400	264,200	357,100	406,600	463,800
	3	210,600	267,100	359,100	408,400	469,900
	4	211,700	269,800	360,900	410,100	475,600
	5	212,900	272,600	363,100	411,200	481,100
	6	215,100	274,300	365,300	412,800	485,700
	7	217,200	275,700	367,500	414,200	489,300
	8	219,300	277,100	369,500	415,700	493,600
	9	221,500	278,700	371,300	417,300	497,200
	10	223,800	280,700	373,000	419,100	501,000
	11	225,800	282,500	374,900	420,800	506,700
	12	227,800	284,500	376,800	422,300	511,300
	13	229,800	286,600	378,200	423,600	514,400
	14	231,600	288,800	379,700	425,300	516,500
	15	233,500	291,100	380,800	426,800	
	16	235,300	293,400	382,100	428,500	
	17	237,300	295,500	383,400	429,800	
	18	239,000	297,900	384,600	431,100	
	19	240,900	300,300	385,900	432,100	
	20	242,700	302,700	387,300	433,200	
	21	244,600	305,100	388,500	434,400	
	22	246,500	307,200	389,700	435,500	
	23	248,400	309,600	390,900	436,600	
	24	250,200	311,600	391,800	437,500	
	25	252,000	313,700	393,200	438,100	
	26	254,000	315,700	394,300	439,200	
	27	256,000	317,700	395,400	440,300	
	28	257,900	319,900	396,400	441,500	
	29	259,500	321,700	397,600	442,400	
	30	261,100	323,300	398,200	443,500	
	31	262,200	325,100	399,100	444,700	
	32	263,200	326,700	399,700	445,700	
	33	264,600	328,400	400,600	446,500	
	34	265,700	330,000	401,500	447,500	
	35	267,000	331,600	402,300	448,500	
	36	268,300	333,300	403,100	449,600	
	37	270,000	334,600	403,700	450,200	
	38	271,500	335,600	404,500	450,800	
	39	273,000	336,700	405,300	451,400	
	40	274,500	337,700	406,100	452,100	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	41	275,900	337,800	406,900	452,500	
	42	277,200	338,600	408,000	452,900	
	43	278,600	339,100	409,200	453,400	
	44	280,000	339,700	410,400	453,800	
	45	281,700	340,100	411,100	454,200	
	46	283,000	340,600	412,100	454,600	
	47	284,400	341,200	413,000	455,200	
	48	285,600	342,000	413,700	456,100	
	49	286,800	342,200	414,400	456,700	
	50	287,900	342,600	415,100	457,500	
	51	289,100	343,200	415,700	458,000	
	52	290,200	344,000	416,300	458,800	
	53	291,400	344,200	416,800	459,100	
	54	292,500	344,800	417,700	459,800	
	55	293,500	345,200	418,500	460,300	
	56	294,600	345,800	419,300	460,700	
	57	295,500	346,300	420,000	461,100	
	58	296,100	346,700	420,800		
	59	296,700	347,100	421,500		
	60	297,500	347,500	422,200		
	61	298,200	347,900	422,800		
	62	298,800	348,400	423,500		
	63	299,500	349,000	424,100		
	64	300,200	349,600	424,700		
	65	300,500	350,300	425,300		
	66	301,200	350,900	425,900		
	67	301,900	351,600	426,600		
	68	302,500	352,300	427,400		
	69	303,300	352,900	428,100		
	70	304,000	353,500	428,700		
	71	304,800	353,900	429,300		
	72	305,600	354,500	429,900		
	73	306,300	355,300	430,400		
	74	306,700	355,900	431,000		
	75	307,500	356,500	431,700		
	76	308,200	357,200	432,200		
	77	308,900	357,600	432,700		
	78	309,800	358,000	433,200		
	79	310,500	358,800	433,700		
	80	311,200	359,600	434,400		
	81	311,800	360,000	434,800		
	82	312,500	360,700			
	83	313,200	361,300			
	84	313,800	361,900			

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	85	314,300	362,500			
	86	315,100	363,000			
	87	315,800	363,400			
	88	316,600	363,700			
	89	317,300	363,900			
	90	318,100	364,400			
	91	318,800	364,700			
	92	319,300	365,100			
	93	320,200	365,400			
	94	320,700	365,800			
	95	321,300	366,200			
	96	321,700	366,600			
	97	322,500	367,100			
	98	323,000	367,600			
	99	323,500	368,100			
	100	323,900	368,700			
	101	324,100	369,200			
	102	324,300	369,700			
	103	324,600	370,100			
	104	324,900	370,600			
定年前再任用短時間勤務職員	105	325,400	370,800			
	106	325,700	371,300			
	107	326,100	371,700			
	108	326,400	372,200			
	109	326,700	372,700			
	110	327,100	373,200			
	111	327,400	373,500			
	112	327,600	374,000			
	113	328,000	374,500			
	114	328,300	374,900			
	115	328,600	375,300			
	116	328,900	375,700			
	117	329,100	376,200			
	118	329,400	376,600			
	119	329,600	377,100			
	120	329,900	377,500			
	121	330,200	377,900			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		254,400	301,600	330,100	374,400	406,500

医療職給料表(一)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	320,800	435,300	492,900	591,600
	2	323,200	438,000	494,900	597,900
	3	325,500	441,000	496,900	603,000
	4	327,800	443,500	498,800	607,800
	5	330,200	446,100	500,800	612,100
	6	333,700	448,400	502,500	616,600
	7	337,300	450,400	504,400	619,900
	8	340,900	452,600	506,300	622,800
	9	344,300	454,900	508,400	625,300
	10	348,100	456,400	510,100	627,600
	11	351,800	458,000	511,900	
	12	355,400	459,800	513,700	
	13	359,100	461,600	515,500	
	14	362,300	463,000	517,200	
	15	365,900	464,500	519,000	
	16	369,400	465,900	520,900	
	17	372,900	467,300	522,600	
	18	376,200	468,800	524,500	
	19	379,500	470,400	526,400	
	20	382,700	471,800	528,300	
	21	386,000	473,200	530,100	
	22	389,400	474,800	531,800	
	23	392,700	476,400	533,600	
	24	395,900	477,800	535,400	
	25	399,100	479,300	536,900	
	26	401,600	480,700	538,700	
	27	404,100	482,000	540,500	
	28	406,200	483,300	542,000	
	29	408,300	484,700	543,400	
	30	410,200	486,000	545,100	
	31	412,000	487,400	546,900	
	32	413,600	488,800	548,700	
	33	415,100	490,200	550,200	
	34	417,200	491,500	551,500	
	35	419,000	492,800	552,800	
	36	420,400	494,300	554,100	
	37	422,200	495,500	555,200	
	38	423,600	497,200	556,500	
	39	425,100	498,800	557,800	
	40	426,700	500,300	559,100	
	41	428,200	501,700	560,100	
	42	429,000	502,900	561,000	
	43	429,700	503,900	561,800	
	44	430,500	504,900	562,700	
	45	431,300	505,400	563,400	
	46	431,900	506,400	564,300	
	47	432,500	507,400	565,100	
	48	433,000	508,200	565,900	
	49	433,500	508,900	566,700	
	50	433,900	509,600	567,500	
	51	434,400	510,300	568,300	
	52	434,900	510,900	569,200	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	53	435,300	511,400	570,000	
	54	435,600	512,100	570,900	
	55	436,000	512,700	571,800	
	56	436,400	513,400	572,700	
	57	436,800	513,800	573,400	
	58	437,100	514,300	574,200	
	59	437,500	514,900	575,000	
	60	437,900	515,600	575,800	
	61	438,200	516,000	576,500	
	62	438,500	516,600	577,400	
	63	438,800	517,300	578,300	
	64	439,100	518,000	579,200	
	65	439,400	518,300	580,000	
	66		518,900	580,900	
	67		519,500	581,800	
	68		520,100	582,700	
	69		520,500	583,600	
	70		521,100	584,500	
	71		521,700	585,400	
	72		522,200	586,300	
	73		522,500	587,100	
	74		523,000		
	75		523,500		
	76		524,000		
	77		524,400		
	78		525,000		
	79		525,500		
	80		526,000		
	81		526,500		
	82		527,100		
	83		527,700		
	84		528,200		
	85		528,700		
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		343,900	391,300	452,300	535,100

医療職給料表(二)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	216,800	256,500	290,900	310,500	343,500	392,700	450,000
	2	219,000	257,800	291,700	311,400	345,100	394,500	452,000
	3	221,100	259,200	292,300	312,300	346,900	396,100	454,100
	4	223,200	260,600	293,000	313,200	348,500	397,800	455,900
	5	225,300	261,600	294,300	313,800	350,000	399,300	457,700
	6	227,300	262,700	295,300	315,000	351,800	401,000	459,400
	7	229,500	263,900	296,000	315,900	353,500	402,500	461,000
	8	231,400	264,800	296,900	316,800	355,200	404,200	462,600
	9	233,200	265,900	297,400	317,600	356,500	405,800	464,100
	10	235,100	267,000	298,200	318,500	358,200	407,900	465,400
	11	237,000	268,100	299,200	319,200	359,800	410,000	466,700
	12	239,100	269,300	299,900	320,000	361,400	412,000	468,100
	13	240,800	270,600	301,100	320,500	363,000	413,600	469,400
	14	242,800	271,800	302,000	321,700	364,500	415,300	470,700
	15	245,000	272,900	302,800	322,800	366,300	417,000	472,000
	16	247,100	273,900	303,500	324,200	367,900	418,700	473,100
	17	249,300	274,900	303,800	325,200	369,500	420,500	474,300
	18	250,400	275,900	305,100	326,600	371,100	422,000	475,500
	19	251,500	276,900	306,000	327,800	372,700	423,600	476,700
	20	252,400	277,900	306,800	329,200	374,300	425,000	478,000
	21	253,700	278,900	307,500	330,500	376,200	426,400	479,000
	22	254,500	279,900	308,700	331,800	377,700	427,600	479,700
	23	255,400	280,800	309,600	333,000	379,300	428,900	480,300
	24	256,200	281,700	310,300	334,400	380,600	430,100	481,000
	25	257,200	282,500	311,100	335,800	381,900	431,200	481,500
	26	258,100	283,300	312,000	337,100	383,500	432,300	481,900
	27	259,000	284,200	312,800	338,400	385,000	433,500	482,300
	28	260,000	285,100	313,700	339,500	386,500	434,700	482,700
	29	261,000	285,700	314,700	340,700	388,100	435,500	483,100
	30	261,700	286,500	315,800	342,000	389,600	436,300	483,500
	31	262,500	287,300	316,900	343,300	391,100	437,000	483,800
	32	263,300	288,300	317,900	344,400	392,600	437,700	484,100
	33	264,000	289,300	319,000	345,700	393,900	438,200	484,400
	34	264,600	290,200	320,200	346,800	395,100	438,900	484,800
	35	265,100	290,900	321,400	348,300	396,300	439,300	485,100
	36	265,700	291,800	322,500	349,700	397,300	439,800	485,400
	37	266,500	292,600	323,500	350,600	398,300	440,200	485,700
	38	267,100	293,400	324,700	351,800	399,200	440,400	
	39	267,800	294,300	325,800	353,000	400,100	440,700	
	40	268,200	295,000	326,800	354,000	401,200	441,100	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	41	268,800	295,700	327,800	355,300	402,200	441,400	
	42	269,400	296,700	329,000	356,700	403,200	441,700	
	43	270,000	297,500	330,100	357,900	404,100	442,000	
	44	270,500	298,200	331,300	358,900	405,000	442,300	
	45	270,900	299,000	332,400	359,800	405,800	442,500	
	46	271,500	299,800	333,400	360,700	406,700	442,800	
	47	271,900	300,600	334,800	361,700	407,600	443,100	
	48	272,400	301,600	335,800	362,500	408,400	443,400	
	49	272,800	302,200	336,800	363,400	409,000	443,600	
	50	273,200	303,000	337,800	364,300	409,800	443,800	
	51	273,700	303,700	338,900	365,200	410,600	444,100	
	52	274,200	304,400	340,100	366,000	411,400	444,400	
	53	274,800	305,100	341,400	366,800	411,800	444,500	
	54	275,200	305,800	342,500	367,600	412,500	445,000	
	55	275,700	306,600	343,400	368,300	413,200	445,300	
	56	276,000	307,300	344,300	369,200	413,800	445,600	
	57	276,300	308,300	345,000	369,800	414,300	445,800	
	58	276,500	309,100	345,900	370,200	414,900	446,100	
	59	276,800	309,800	346,900	370,700	415,500	446,400	
	60	277,200	310,300	348,000	371,300	416,200	446,700	
	61	277,600	310,800	348,800	371,900	416,600	447,000	
	62	278,100	311,600	349,500	372,600	417,100	447,300	
	63	278,500	312,300	350,200	373,300	417,600	447,800	
	64	278,800	312,800	350,800	373,900	418,100	448,500	
	65	279,300	313,500	351,500	374,600	418,600	448,900	
	66	279,600	314,200	352,200	375,200	419,200	449,400	
	67	280,000	315,100	352,800	375,800	419,700	450,100	
	68	280,300	315,800	353,400	376,400	420,400	450,800	
	69	280,500	316,500	354,000	376,700	420,900	451,300	
	70	280,900	317,100	354,400	377,200	421,400	452,000	
	71	281,200	317,700	354,700	377,700	421,800	452,600	
	72	281,600	318,200	355,300	378,200	422,200	453,300	
	73	282,000	319,000	355,900	378,600	422,500	453,800	
	74	282,300	319,400	356,400	379,100	423,000		
	75	282,700	319,800	356,900	379,600	423,400		
	76	283,100	320,200	357,300	380,000	423,800		
	77	283,300	320,400	357,900	380,400	424,300		
	78	283,600	320,700	358,400	380,800	424,800		
	79	283,900	320,900	358,900	381,000	425,200		
	80	284,100	321,100	359,400	381,300	425,600		

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	81	284,300	321,400	359,800	381,800	425,900		
	82	284,600	321,600	360,100	382,200	426,400		
	83	284,900	322,000	360,400	382,600	426,800		
	84	285,200	322,400	360,700	383,000	427,200		
	85	285,400	322,600	361,000	383,400	427,700		
	86		322,900	361,400	383,700	428,200		
	87		323,100	361,700	383,900	428,600		
	88		323,400	362,100	384,100	429,000		
	89		323,600	362,600	384,500	429,400		
	90		323,800	362,800	384,800	429,900		
	91		324,000	363,100	385,000	430,300		
	92		324,200	363,400	385,300	430,700		
	93		324,600	363,600	385,700	431,100		
	94		324,800	363,900	386,100			
	95		325,000	364,200	386,500			
	96		325,300	364,400	386,900			
	97		325,500	364,600	387,400			
	98		325,700	365,000	387,800			
	99		326,000	365,300	388,200			
	100		326,300	365,500	388,600			
	101		326,600	365,700	389,100			
	102		326,900	366,100				
	103		327,200	366,500				
	104		327,500	366,800				
	105		327,700	367,000				
	106			367,300				
	107			367,700				
	108			368,100				
	109			368,300				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		225,600	254,100	286,400	302,000	331,500	378,200	425,400

医療職給料表(三)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	236,800	270,400	310,100	324,000	349,500	394,700	452,500
	2	238,700	272,500	310,700	324,600	350,600	396,500	454,700
	3	240,500	274,800	311,600	325,100	351,500	398,200	456,900
	4	242,200	277,000	311,900	325,700	352,600	400,100	459,200
	5	243,900	279,100	312,500	326,300	353,700	402,100	461,300
	6	245,900	280,300	312,900	326,800	355,100	404,200	463,300
	7	247,800	281,100	313,400	327,500	356,300	406,200	465,200
	8	249,500	282,000	314,100	328,100	357,600	408,400	467,100
	9	251,300	282,900	314,400	328,600	358,500	410,100	468,800
	10	253,200	284,100	314,900	329,400	359,800	412,200	470,500
	11	255,100	285,300	315,600	330,200	361,000	414,300	472,300
	12	257,100	286,400	315,900	330,700	362,100	416,400	473,900
	13	259,000	287,200	316,600	331,000	363,300	418,600	475,100
	14	261,100	287,900	317,200	331,700	364,500	420,300	476,700
	15	263,100	288,400	317,600	332,600	365,600	422,000	478,100
	16	265,200	289,500	318,200	333,500	366,800	423,800	479,800
	17	267,200	290,600	318,600	334,000	367,900	425,600	481,400
	18	269,300	291,400	318,900	334,900	369,100	427,400	483,000
	19	271,400	292,300	319,400	335,700	370,300	429,400	484,700
	20	273,500	293,200	319,900	336,800	371,400	431,200	486,200
	21	275,500	294,400	320,500	337,500	372,600	432,800	487,400
	22	276,700	295,400	321,200	338,600	373,800	434,600	488,700
	23	277,800	296,300	321,900	339,300	375,000	436,400	490,000
	24	278,800	297,400	322,300	340,300	376,300	438,400	491,600
	25	280,100	298,200	322,900	341,100	377,200	439,900	492,600
	26	280,900	299,100	323,600	342,100	378,600	441,600	493,200
	27	281,800	299,900	324,200	343,100	379,900	443,400	494,000
	28	282,600	300,800	325,100	343,900	381,300	445,200	494,600
	29	283,200	302,000	325,700	344,600	382,500	446,800	495,500
	30	284,100	303,000	326,400	345,800	384,000	448,400	496,200
	31	284,700	303,700	327,300	346,900	385,600	450,000	497,000
	32	285,400	304,700	328,200	348,100	387,100	451,300	497,900
	33	285,900	305,200	328,700	349,400	388,400	452,600	498,600
	34	286,500	305,700	329,600	350,600	389,900	453,700	499,300
	35	287,200	306,200	330,100	351,700	391,300	454,800	500,000
	36	287,700	306,800	331,000	352,800	392,800	456,100	500,900
	37	288,500	307,200	331,800	353,800	394,100	457,400	501,700
	38	289,200	307,800	332,700	355,000	395,300	458,500	502,500
	39	290,000	308,400	333,600	356,200	396,700	459,800	503,200
	40	290,800	308,700	334,400	357,400	398,100	461,000	503,900
	41	291,700	309,100	335,000	358,200	399,400	462,200	504,800
	42	292,300	309,700	336,000	359,300	400,700	463,300	
	43	292,900	310,100	337,000	360,500	402,100	464,400	
	44	293,400	310,800	337,900	361,400	403,500	465,500	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	45	294,300	311,300	338,900	362,500	404,900	466,500	
	46	295,100	311,700	339,900	363,400	406,100	467,100	
	47	295,800	312,200	340,800	364,400	407,300	467,600	
	48	296,500	312,700	341,700	365,500	408,500	468,000	
	49	297,000	313,200	342,500	366,800	409,600	468,600	
	50	297,500	313,700	343,400	368,100	410,500	469,100	
	51	297,900	314,200	344,300	369,300	411,500	469,500	
	52	298,300	314,700	345,300	370,500	412,500	470,000	
	53	298,600	315,100	346,300	371,400	413,200	470,700	
	54	299,200	315,600	347,400	372,600	414,000	471,100	
	55	299,700	316,300	348,600	373,700	414,700	471,400	
	56	300,100	316,900	349,500	375,000	415,500	471,700	
	57	300,600	317,200	350,400	376,100	416,200	472,100	
	58	301,000	317,900	351,300	377,100	416,900	472,400	
	59	301,400	318,600	352,300	378,300	417,400	472,900	
	60	301,700	319,400	353,300	379,400	418,100	473,600	
	61	302,100	320,200	354,300	380,600	419,000	474,200	
	62	302,500	321,200	355,400	381,800	419,600	474,900	
	63	302,900	321,900	356,600	383,000	420,300	475,500	
	64	303,300	322,900	357,800	384,100	421,000	476,100	
	65	303,600	323,500	358,600	385,100	421,700	476,700	
	66	304,200	324,400	359,700	386,100	422,100		
	67	304,700	325,200	360,800	387,200	422,700		
	68	305,000	326,000	361,800	388,300	423,200		
	69	305,400	326,700	362,800	389,300	423,600		
	70	306,000	327,600	363,600	390,400	424,200		
	71	306,600	328,500	364,700	391,500	424,700		
	72	307,100	329,400	365,800	392,500	425,000		
	73	307,300	330,300	366,900	393,200	425,300		
	74	307,700	331,100	368,100	394,000	425,800		
	75	308,300	331,900	369,300	394,800	426,200		
	76	308,800	332,900	370,500	395,600	426,500		
	77	309,200	333,600	371,700	396,200	426,800		
	78	309,800	334,500	372,800	396,700	427,300		
	79	310,200	335,500	373,900	397,000	427,800		
	80	310,800	336,200	375,000	397,500	428,300		
	81	311,200	337,000	375,900	398,200	428,600		
	82	311,700	337,700	376,900	398,700	429,000		
	83	312,100	338,500	377,700	399,200	429,500		
	84	312,600	339,400	378,800	399,800	429,900		
	85	312,900	340,100	379,900	400,100	430,300		
	86	313,500	340,900	380,600	400,600	430,700		
	87	313,900	341,900	381,400	401,200	431,200		
	88	314,400	343,100	382,200	401,700	431,600		

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	89	314,900	344,000	382,900	402,000	432,100		
	90	315,500	345,000	383,500	402,400	432,500		
	91	315,900	346,000	384,000	402,700	433,000		
	92	316,400	347,000	384,600	403,200	433,400		
	93	316,800	347,900	385,000	403,800	433,800		
	94	317,100	348,600	385,500	404,300			
	95	317,700	349,300	386,000	404,800			
	96	318,300	349,900	386,400	405,300			
	97	319,000	350,300	386,900	405,900			
	98	319,500	350,700	387,400	406,400			
	99	320,000	351,300	387,900	406,900			
	100	320,400	351,900	388,300	407,300			
	101	320,600	352,300	388,600	407,900			
	102	321,000	352,800	389,100	408,400			
	103	321,400	353,400	389,400	408,900			
	104	321,700	353,900	389,700	409,500			
	105	322,100	354,400	390,100	410,100			
	106	322,500	354,900	390,600	410,600			
	107	322,900	355,400	391,100	411,100			
	108	323,200	355,900	391,600	411,600			
	109	323,400	356,100	392,100	412,200			
	110	323,800	356,400	392,600				
	111	324,000	356,800	393,100				
	112	324,300	357,200	393,500				
	113	324,500	357,500	394,000				
	114	324,800	357,900	394,500				
	115	325,100	358,200	395,000				
	116	325,300	358,500	395,500				
	117	325,600	358,700	395,900				
	118	325,800	359,100	396,400				
	119	326,100	359,300	396,900				
	120	326,400	359,500	397,400				
	121	326,700	359,700	397,700				
	122	327,000	360,000					
	123	327,400	360,300					
	124	327,600	360,600					
	125	327,800	360,900					
	126	328,100	361,200					
	127	328,500	361,500					
	128	328,800	361,800					
	129	328,900	362,000					
	130	329,300	362,200					
	131	329,600	362,400					
	132	330,000	362,700					

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	133	330,200	363,000					
	134	330,600	363,400					
	135	330,800	363,800					
	136	331,100	364,200					
	137	331,300	364,500					
	138	331,600	364,900					
	139	331,900	365,300					
	140	332,200	365,700					
	141	332,400	366,000					
	142	332,700	366,400					
	143	333,100	366,700					
	144	333,400	367,100					
	145	333,600	367,500					
	146	333,800	367,900					
	147	334,200	368,300					
	148	334,500	368,700					
	149	334,700	369,000					
	150	334,900	369,400					
	151	335,200	369,800					
	152	335,500	370,200					
	153	335,800	370,500					
	154	336,100						
	155	336,300						
	156	336,600						
	157	337,000						
	158	337,300						
	159	337,600						
	160	337,900						
	161	338,300						
	162	338,600						
	163	338,900						
	164	339,200						
	165	339,600						
	166	339,900						
	167	340,200						
	168	340,500						
	169	340,900						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		276,500	299,200	307,700	319,600	338,400	380,700	430,200

高等学校教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年 前再 任用 短時 間勤 務学 校職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	227,100	275,300	350,100	411,600	490,600
	2	229,500	276,700	352,100	413,200	492,500
	3	231,900	278,300	354,100	414,800	494,300
	4	234,200	279,700	356,000	416,400	496,200
	5	236,500	281,200	357,700	418,100	498,000
	6	238,900	282,500	359,700	419,500	499,800
	7	241,200	283,700	361,600	421,100	501,600
	8	243,400	285,000	363,500	422,500	503,500
	9	245,700	286,100	365,500	424,400	505,100
	10	247,900	287,200	367,700	425,900	506,800
	11	250,300	288,200	369,800	427,500	508,500
	12	252,600	289,300	371,700	429,000	510,200
	13	254,900	290,700	373,300	430,200	511,700
	14	257,000	292,400	375,100	431,800	513,100
	15	259,200	294,100	376,900	433,400	514,500
	16	261,300	295,800	378,600	434,900	515,900
	17	263,600	297,400	380,300	436,500	517,000
	18	265,400	299,400	382,100	438,000	517,600
	19	267,200	301,700	383,400	439,700	518,200
	20	268,900	304,000	384,700	441,100	519,000
	21	270,700	306,200	386,300	442,400	519,600
	22	272,000	308,500	388,100	443,800	520,300
	23	273,300	311,300	389,800	445,300	521,000
	24	274,500	313,700	391,400	446,800	521,700
	25	275,900	315,800	393,200	448,300	522,400
	26	277,200	317,900	394,900	449,700	523,100
	27	278,400	319,800	396,600	451,100	523,800
	28	279,700	321,800	398,100	452,600	524,500
	29	280,900	323,500	399,800	454,000	525,100
	30	281,900	325,400	401,500	455,300	525,900
	31	283,000	327,200	403,100	456,900	526,600
	32	284,100	329,000	404,800	458,500	527,300
	33	285,200	330,700	406,500	460,000	527,900
	34	286,300	332,500	408,200	461,400	528,600
	35	287,400	334,400	409,700	463,000	529,400
	36	288,700	336,300	411,200	464,700	530,100
	37	290,000	337,900	412,900	466,400	530,700
	38	291,100	339,700	414,400	467,800	531,400
	39	292,200	341,800	416,000	469,400	532,100
	40	293,300	343,600	417,400	471,100	532,900
	41	294,600	345,000	418,800	472,400	533,500
	42	295,600	347,000	420,300	473,900	534,200
	43	296,700	348,800	421,800	475,400	534,900
	44	297,600	350,700	423,200	476,700	535,600

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務 学校職員以外の職員		円	円	円	円	円
	45	298,400	352,300	424,800	477,900	536,300
	46	299,300	354,200	426,400	479,200	
	47	300,200	356,400	428,100	480,500	
	48	301,100	358,300	429,500	481,700	
	49	301,900	360,100	430,700	482,800	
	50	302,600	361,800	432,200	484,000	
	51	303,400	363,500	433,600	485,200	
	52	304,200	365,400	435,000	486,500	
	53	305,000	367,400	436,200	487,600	
	54	306,000	369,000	437,400	488,800	
	55	306,600	370,500	438,800	490,100	
	56	307,400	372,000	440,100	491,300	
	57	308,100	373,700	441,400	492,400	
	58	308,900	375,300	442,800	493,100	
	59	309,600	376,800	444,200	493,600	
	60	310,400	378,800	445,500	494,100	
	61	310,900	380,200	446,700	494,600	
	62	311,600	381,900	448,100	495,200	
	63	312,400	383,600	449,600	495,700	
	64	313,200	385,100	450,900	496,200	
	65	314,100	386,900	452,100	496,800	
	66	315,000	388,500	453,400	497,400	
	67	315,700	390,200	454,700	497,900	
	68	316,400	391,600	456,100	498,400	
	69	317,200	393,100	457,500	498,900	
	70	318,100	394,800	458,700	499,500	
	71	318,800	396,400	459,700	500,100	
	72	319,600	397,900	461,000	500,600	
	73	320,200	399,900	462,200	501,100	
	74	321,100	401,600	463,300	501,700	
	75	321,800	403,400	464,600	502,400	
	76	322,700	405,000	465,600	503,400	
	77	323,300	406,300	466,700	504,000	
	78	324,000	407,700	467,800	505,000	
	79	324,600	409,100	468,800	506,000	
	80	325,300	410,500	469,800	507,000	
	81	326,000	411,900	470,700	507,700	
	82	326,600	413,300	471,600		
	83	327,400	414,700	472,400		
	84	328,200	416,200	473,200		
	85	328,900	417,200	473,900		
	86	329,800	418,700	474,300		
	87	330,600	420,000	474,800		
	88	331,200	421,400	475,200		

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務 学校職員以外の職員		円	円	円	円	円
	89	331,800	422,600	475,600		
	90	332,700	423,900	475,900		
	91	333,400	425,100	476,200		
	92	334,200	426,300	476,400		
	93	335,100	427,500	476,700		
	94	335,900	428,700	477,000		
	95	336,700	429,900	477,300		
	96	337,400	431,300	477,500		
	97	337,900	432,500	477,700		
	98	338,500	433,600	478,100		
	99	339,400	434,600	478,400		
	100	340,100	435,700	478,600		
	101	341,000	436,500	478,800		
	102	341,800	437,500	479,100		
	103	342,700	438,600	479,400		
	104	343,500	439,700	479,600		
	105	344,100	440,400	479,800		
	106	344,900	441,400			
	107	345,800	442,300			
	108	346,700	443,300			
	109	347,200	444,100			
	110	347,600	444,900			
	111	348,000	445,700			
	112	348,500	446,500			
	113	349,000	447,000			
	114	349,400	447,800			
	115	349,800	448,500			
	116	350,200	449,200			
	117	350,500	449,700			
	118	351,000	450,200			
	119	351,500	450,600			
	120	352,000	450,900			
	121	352,300	451,200			
	122	352,700	451,500			
	123	353,100	451,800			
	124	353,700	452,000			
	125	353,900	452,200			
	126	354,300	452,500			
	127	354,600	452,800			
	128	355,000	453,000			
	129	355,200	453,200			
	130	355,500	453,500			
	131	355,900	453,900			
	132	356,200	454,100			

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務学校職員以外の職員		円	円	円	円	円
	133	356,400	454,400			
	134	356,600	454,600			
	135	356,800	454,900			
	136	357,100	455,100			
	137	357,300	455,300			
	138	357,500	455,600			
	139	357,800	455,900			
	140	358,100	456,100			
	141	358,300	456,300			
	142	358,500	456,600			
	143	358,800	456,900			
	144	359,100	457,200			
	145	359,300	457,400			
	146	359,500	457,700			
	147	359,800	458,000			
	148	360,100	458,200			
	149	360,300	458,400			
	150	360,500	458,700			
	151	360,800	459,000			
	152	361,100	459,300			
	153	361,300	459,600			
定年前再任用短時間勤務学校職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		274,400	320,400	353,700	385,300	482,500

備考 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級又は4級である教育職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に人事委員会規則で定める額をそれぞれ加算した額とする。

小学校・中学校教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年 前再 任用 短時 間勤 務学 校職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	227,200	249,000	349,800	380,100	471,000
	2	229,600	251,400	351,800	381,800	472,400
	3	232,000	253,800	353,800	383,700	473,700
	4	234,300	256,300	355,700	385,400	475,100
	5	236,600	259,100	357,400	386,700	476,000
	6	239,000	261,500	359,400	388,100	477,300
	7	241,300	263,900	361,300	389,600	478,600
	8	243,500	266,400	363,200	391,200	480,000
	9	245,800	268,800	365,200	392,700	481,200
	10	248,000	270,400	367,400	394,300	482,500
	11	250,400	272,000	369,500	395,700	483,800
	12	252,700	273,700	371,400	397,000	485,100
	13	255,000	275,500	373,000	398,600	486,300
	14	257,100	276,900	374,800	400,000	487,100
	15	259,300	278,500	376,600	401,100	487,500
	16	261,400	279,900	378,400	402,300	488,500
	17	263,700	281,400	380,100	403,200	489,500
	18	265,500	282,700	381,800	404,600	490,100
	19	267,300	283,900	383,100	406,000	490,800
	20	269,000	285,200	384,400	407,100	491,400
	21	270,900	286,300	386,000	408,400	492,200
	22	272,200	287,400	387,600	409,700	492,900
	23	273,500	288,400	388,600	411,000	493,600
	24	274,700	289,600	389,900	412,200	494,300
	25	276,000	291,000	391,200	413,100	495,000
	26	277,300	292,700	392,700	414,200	495,700
	27	278,300	294,300	394,200	415,500	496,400
	28	279,400	296,000	395,500	416,600	497,200
	29	280,600	297,600	397,100	418,300	498,000
	30	281,700	299,600	398,500	419,600	498,700
	31	282,800	301,800	400,000	420,700	499,400
	32	283,600	304,200	401,300	421,800	500,100
	33	284,700	306,400	402,700	422,800	500,900
	34	285,700	308,600	403,800	423,900	501,600
	35	286,600	311,300	405,300	425,200	502,300
	36	287,700	313,700	406,500	426,400	503,000
	37	288,900	315,800	408,000	427,400	503,600
	38	289,800	317,900	409,100	428,700	504,300
	39	290,800	319,800	410,300	429,800	505,000
	40	291,900	321,700	411,500	431,000	505,700
	41	293,300	323,500	412,500	432,100	506,500
	42	294,400	325,500	413,700	433,400	507,200
	43	295,600	327,300	414,900	434,500	507,900
	44	296,900	329,100	416,100	435,900	508,600

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務 学校職員以外の職員		円	円	円	円	円
	45	297,600	330,800	417,200	437,200	509,300
	46	298,500	332,600	418,400	438,400	
	47	299,300	334,400	419,700	439,700	
	48	300,100	336,300	420,800	440,900	
	49	300,600	338,000	421,700	442,000	
	50	301,500	339,900	423,000	443,000	
	51	302,200	342,000	423,900	444,400	
	52	302,900	343,700	425,000	445,600	
	53	303,600	345,200	425,800	446,800	
	54	304,300	347,200	427,000	448,000	
	55	304,900	349,000	428,000	449,100	
	56	305,700	350,700	429,100	450,200	
	57	306,300	352,300	430,300	451,200	
	58	306,900	354,400	431,300	452,500	
	59	307,800	356,500	432,400	453,700	
	60	308,500	358,400	433,600	454,900	
	61	309,200	360,200	434,600	455,600	
	62	310,000	362,000	435,700	456,400	
	63	310,800	363,700	436,900	457,100	
	64	311,400	365,600	437,900	457,600	
	65	312,000	367,500	438,800	457,900	
	66	312,800	369,100	439,700	458,200	
	67	313,700	370,500	440,800	458,700	
	68	314,600	372,100	441,800	459,100	
	69	315,200	373,900	442,600	459,400	
	70	315,800	375,400	443,400	459,800	
	71	316,200	376,900	444,100	460,100	
	72	317,000	378,600	445,000	460,400	
	73	317,700	380,000	445,700	460,700	
	74	318,500	381,700	446,300	461,000	
	75	319,100	383,200	447,000	461,300	
	76	319,900	384,600	447,700	461,600	
	77	320,300	385,800	448,400	462,000	
	78	321,100	387,200	449,100	462,400	
	79	321,600	388,700	449,600	462,700	
	80	322,200	390,300	450,200	462,800	
	81	322,600	391,300	450,600	463,000	
	82	323,500	392,600	451,000	463,500	
	83	324,100	394,300	451,300	464,000	
	84	324,700	395,500	451,600	464,500	
	85	325,200	396,900	451,800	464,800	
	86	325,700	398,200	452,100	465,300	
	87	326,500	399,300	452,400	465,800	
	88	327,000	400,600	452,600	466,300	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務 学校職員以外の職員		円	円	円	円	円
	89	327,300	401,600	452,800	466,500	
	90	327,700	402,700	453,100	467,000	
	91	328,100	403,700	453,400	467,500	
	92	328,600	404,700	453,600	467,900	
	93	329,100	405,400	453,800	468,200	
	94	329,600	406,500	454,100	468,700	
	95	330,100	407,400	454,400	469,200	
	96	330,400	408,700	454,600	469,700	
	97	330,600	409,700	454,800	469,900	
	98	330,900	410,800	455,200	470,300	
	99	331,100	411,600	455,500	470,800	
	100	331,400	412,600	455,700	471,300	
	101	331,700	413,500	455,900	471,600	
	102	332,000	414,500	456,200		
	103	332,300	415,200	456,500		
	104	332,600	416,100	456,700		
	105	332,800	416,800	456,900		
	106	333,100	417,700			
	107	333,500	418,600			
	108	333,900	419,500			
	109	334,100	420,400			
	110	334,400	421,400			
	111	334,700	422,300			
	112	335,000	423,200			
	113	335,100	423,800			
	114	335,300	424,700			
	115	335,500	425,600			
	116	335,800	426,500			
	117	336,100	427,300			
	118	336,300	428,100			
	119	336,600	428,900			
	120	336,800	429,700			
	121	336,900	430,600			
	122	337,200	431,300			
	123	337,400	432,100			
	124	337,700	432,800			
	125	338,000	433,400			
	126		434,000			
	127		434,600			
	128		435,300			
	129		435,900			
	130		436,500			
	131		437,000			
	132		437,500			

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務学校職員以外の職員		円	円	円	円	円
	133		437,800			
	134		438,100			
	135		438,300			
	136		438,700			
	137		439,000			
	138		439,300			
	139		439,600			
	140		439,900			
	141		440,200			
	142		440,500			
	143		440,800			
	144		441,100			
	145		441,300			
	146		441,600			
	147		441,900			
	148		442,100			
	149		442,400			
	150		442,700			
	151		443,000			
	152		443,200			
	153		443,400			
	154		443,700			
	155		444,000			
	156		444,200			
	157		444,400			
	158		444,700			
	159		444,800			
	160		445,000			
	161		445,400			
	162		446,000			
	163		446,600			
	164		447,200			
	165		447,600			
定年前再任用短時間勤務学校職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		264,700	316,700	348,200	378,000	470,200

備考 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級又は4級である教育職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に人事委員会規則で定める額をそれぞれ加算した額とする。

一般職の任期付研究員の採用等に関する
条例第5条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	451,000
2	518,000
3	587,000
4	677,000
5	788,000
6	898,000

一般職の任期付研究員の採用等に関する
条例第5条第2項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	378,000
2	417,000
3	447,000

一般職の任期付職員の採用等に関する
条例第8条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	428,000
2	480,000
3	536,000
4	606,000
5	692,000
6	807,000
7	943,000